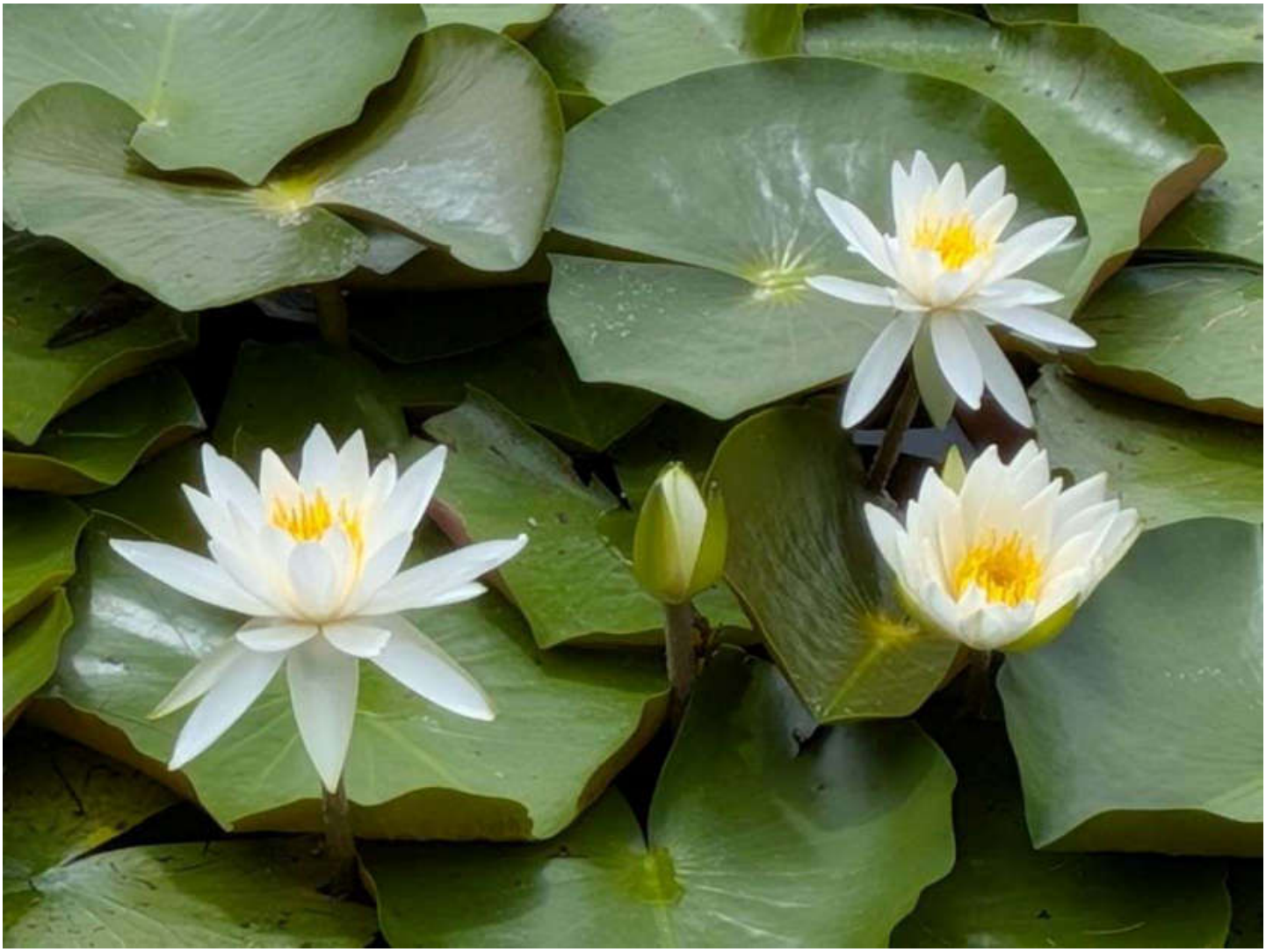
ASAHIKAWA
CITY

令和8年度第2回
旭川市緑の審議会会議資料



令和8年度　第2回　旭川市緑の審議会

令和８年９月１４日（月）
午後６：００～午後７：３０
旭川市総合庁舎　７階 大会議室Ｂ

議　事　次　第

１　開会

２　委嘱状交付

３　挨拶

４　議題
（１）春光台宝くじ遊園再整備に向けた進め方について
（２）緑の基本計画改定版アクションプログラム（後期前半）について
（３）旭川市道路緑化指針地区別・路線別緑化方針について

５　その他

６　閉会

旭川市緑の審議会　委員構成　　**資料1**

区分	所属・氏名
学識経験者	北海道教育大学旭川校 教授　大橋（おおはし）　賢一（けんいち）
	旭川市立大学 教授　足達（あだち）　健夫（たけお）
	北海道教育大学旭川校 准教授　小泉（こいずみ）　匡弘（ただひろ）
市長が適当と認めた者 （利用者代表）	旭川市市民委員会連絡協議会 監事　玉田（たまだ）　昌嗣（まさつぐ）
	旭川市PTA連合会 副会長　菅（すが）　友香（ともか）
	（公財）旭川市スポーツ協会 理事　日向（ひなた）　透（とおる）
市長が適当と認めた者 （自然・環境関係者）	旭山を活かす街づくり市民の会 技術顧問　舟橋（ふなはし）　健（けん）
	旭川市を緑にする会 副会長　岡本（おかもと）　秀雄（ひでお）
	特定非営利活動法人　もりねっと北海道 代表　山本（やまもと）　牧（まき）
市長が適当と認めた者 （観光・経済関係者）	（一社）旭川観光コンベンション協会 主任　森崎（もりさき）　真美恵（まみえ）
	（一社）旭川青年会議所 池本（いけもと）　ののか
	（公社）北海道宅地建物取引業協会旭川支部 研修広報委員　田中（たなか）　佐代子（さよこ）
公募市民	内村（うちむら）　満（みつる）
	藤倉（ふじくら）　聡（さとる）
	成田（なりた）　美恵子（みえこ）

資料 2

春光台公園の遊具改修について

ASAHIKAWA CITY

春光台公園の遊具改修について

（１）経過説明
・これまでの経過
・遊具アンケート結果（Ｒ５実施）

（２）R7調査結果
・他都市事例（信州スカイパーク）
・健全度調査

（３）再整備案（素案）
・風の子館（改修案）
・森のかくれんぼ（整備案）

（４）今年度の取り組みとスケジュール
・遊具アンケートの実施
・スケジュール（予定）



風の子館（改修案）



森のかくれんぼ（整備案）

（１）経過説明

ASAHIKAWA CITY

これまでの経過①

春光台公園の遊具エリア



宝くじ遊園（風の子館）

自由広場（工事中）







幼児広場





アスレチック遊具









これまでの経過②

・**平成６年**　　**春光台公園宝くじ遊園「風の子館」の供用開始**

・**令和５年５月**　**「全面使用禁止措置」**
※供用開始３０年が経過、木製部分の腐朽・老朽化

・**令和６年１月**　春光台公園宝くじ遊園「風の子館」、解体・更新の整備方針
「森のかくれんぼ案」を選定

※主要部材の劣化度、現安全基準への未適合、今後の維持管理費など総合的に判断

※近隣幼稚園や小学校等で新遊具案のアンケート調査、春光台公園運営協議会での意見交換、旭川市緑の審議会での審議、市のホームページでの意見募集を踏まえて選定



風の子館の全景

・**令和７年３月**　**「風の子館の存続を求める要望書」の提出**
※風の子館の存続、再活用を求める市民要望

・**令和７年６月**
～令和８年３月　「春光台公園遊具改修方針検討業務」
※当初のデザインを生かしつつ、予算にあわせてどの範囲まで改修可能か検討、改修案を作成

遊具アンケート結果（Ｒ５実施）

選定

第1案　森のかくれんぼ	第2案　わくわく動物ランド	第3案　風の冒険タワー
		
コンセプト 遊具全体にはたくさんの生き物たちが隠れています。体格や能力によって、まだできないアイテムがある子供もかくれんぼの鬼になった気持ちで、生き物たちを「探す」とういう親子で楽しめる遊具です。 大きな木を中心に広がる各アイテムは、力強い根っこをイメージしています。 体力や力に合わせた「挑戦」ができる飽きのこない構成となっています。	コンセプト 子どもたちは，みんなで動物になって遊ぼう！動物の特徴や動きをヒントにした遊びをもりこんでいるよ！シカになったり，モモンガになったりして遊ぼう ■エゾシカ：崖を軽々と登って行くエゾシカのように，簡単なものから難しいものまで用意された登り遊具にチャレンジしよう！ ■エゾモモンガ：エゾモモンガのように空中の滑空機敏を安全なトンネルで味わおう！ ■エゾリス：木の上でほとんど過ごすというエゾリスの様に樹上を駆け巡って遊ぼう！ ■ひぐまのお家：ヒグマの親子のシンボルプレート	コンセプト ワクワクがとまらない！みんなで一緒に遊んじゃおう！「風の子館」から風を連想させるアクセサリーや木製遊具のようなアースカラー仕様で既設遊具の楽しさを踏襲しつつ、新たな楽しさとして巨大なタワーから伸びるカラフルなスライダーで子供たちの好奇心や、挑戦心をかき立てます。 あらゆる場所にステップやクライムアイテムを設置することで、回遊性にも優れており、何度でも楽しめます！ らせん構造で最上階まで誰でも簡単にアクセスできます。自然豊かな広大な敷地を誇る春光台公園の新たなシンボルとなる遊具です。

（２）R7調査結果

ASAHIKAWA CITY

他都市事例（信州スカイパーク）①



信州スカイパークの全景



位置図

屋根付き遊具の構想は風の子館が初めてであったが、最初に整備されたのは、
１９９３年に長野県松本市で開催された信州博覧会での**信州博アルピコ広場の木製大型遊具**が先であった。
本遊具も㈱環境デザイン研究所による設計で、3層の円環構造となっており、一周80mの屋根付き遊具である。遊びながら風の音、鳥の声を聞き、松本市の四季の星空をオープンプラネタリウムで見られるような工夫がされるなど、自然発見遊具として構想された。

【当初整備費】
・130,000千円

【改修費】
・148,350千円

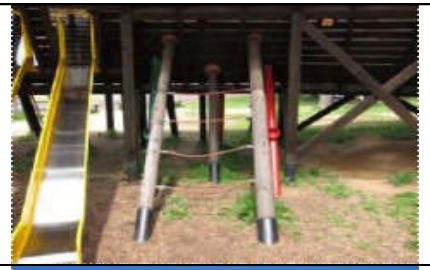
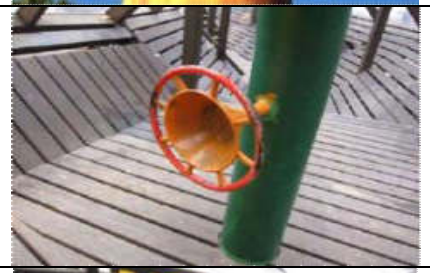
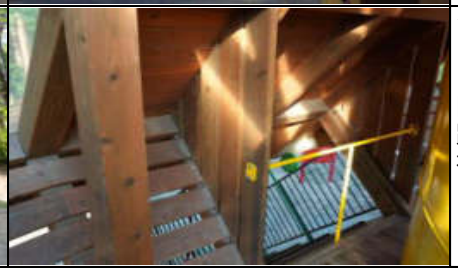
【施設規模】
・延べ面積約392m2

【建て替えまでのプロセス】
・2010年度　：遊具の長寿命化計画策定
・2011年度　：公園内遊具の概略設計
・2012年度～：詳細設計付き工事として発注

【改修内容】
・構造部材は木材（防水対策あり）
・構造計算に基づいた部材の設計
・遊具の安全規準への適合
・幼児用遊具広場の新設

他都市事例（信州スカイパーク）②

類似施設事例（信州スカイパーク）改修内容の抜粋

番号	建て替え前	建て替え後1	建て替え後2	改修内容
5				ロープラダー （A4-A5） 木柱地際腐食のため 防水処理
6				丸筒の塔1 （A10-A11） 安全基準不適合 頭部・胴体・指の挟み込み、手すり高さ不足、基礎露出） ポリカ窓・屋根設置、隙間埋め、保護マット設置
7				伝声管（A9-A10） 同等形状で更新
8				クライミングデッキ、伝声管 （A10-A11） 同等形状で更新 踊り場設置、足掛け板延長、上部袖壁設置

健全度調査

調査結果の概要

点検実施日：2025年7月15日
実施体制　：日本公園施設業協会加盟業者による詳細点検

・調査の結果、複数個所に最も評価の悪い**劣化判定D**となる「**最重要部材に重度の劣化がある状態**」が見られ、「**使用不可**」との結果となった。

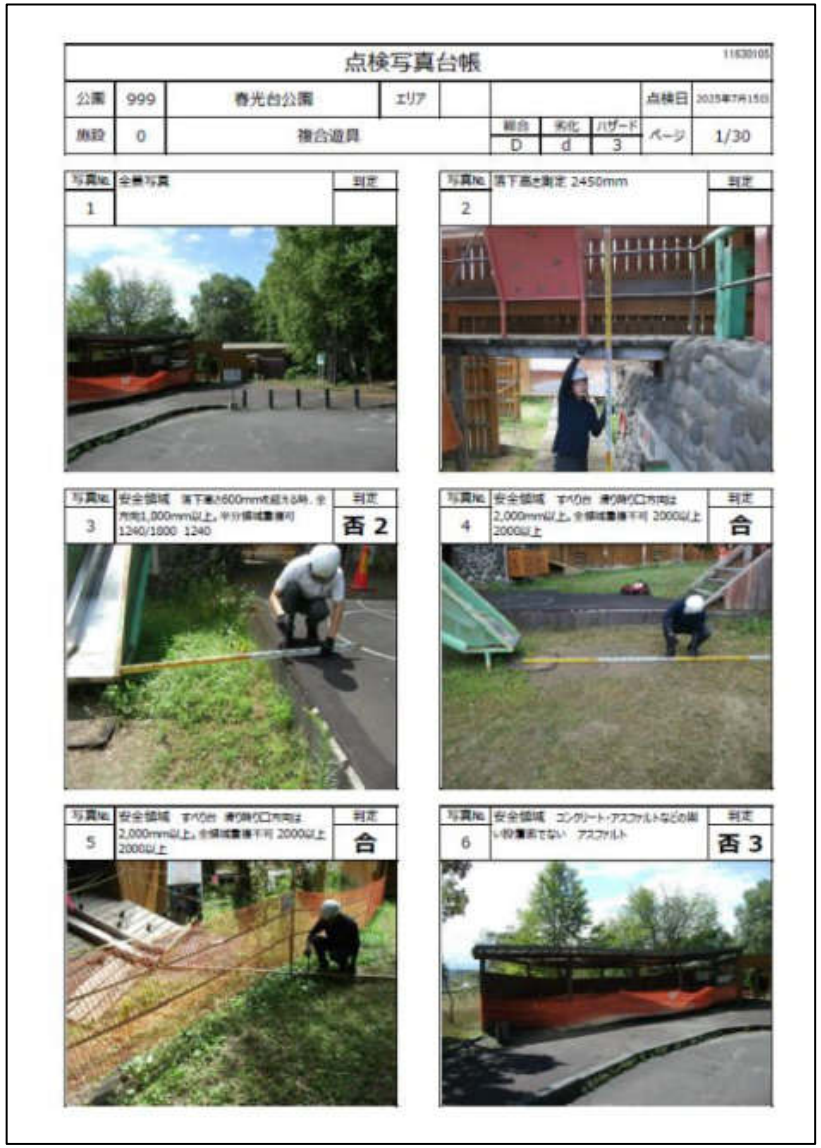
・**ハザード判定**においても、最も評価の悪い**ハザード3**と判定され、「**生命に危険があるか、重度の傷害あるいは恒久的な傷害をもたらす状態**」である。

・最も指摘が多い項目としては、劣化判定においては鋼材及び木材の腐朽･腐食であり、ハザードにおいては挟み込みによるものが多い。

健全度判定結果

複合遊具	判定	内容
総合判定	D	最重要部材に異常があり、大規模な修繕または破棄し更新が必要（使用禁止）
ハザード判定	3	生命に危険があるか、重度の傷害あるいは恒久的な傷害をもたらす状態
劣化判定	D	最重要部材に重度の劣化がある状態
塗装部分の総合判定	C	全体的に塗装が必要
使用可否	不可	

健全度調査の実施状況



（３）再整備案（素案）

・風の子館　　（改修案）

・森のかくれんぼ（整備案）

ASAHIKAWA CITY

再整備案の比較検討



内容	概算費用(千円)
改　修　費	181,000
部材の交換、塗装費など36年間にかかる維持管理費（最終的な撤去費含む）	153,000
合　計	334,000

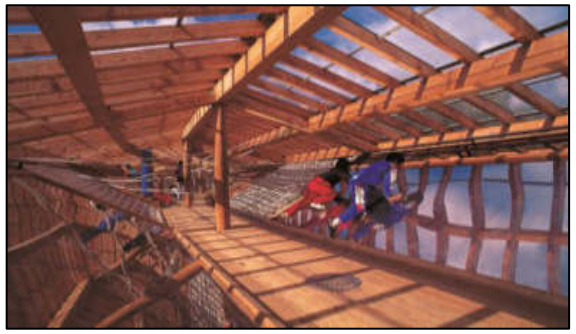
評価項目	風の子館
遊び空間	・“遊環構造”を有する飽きにくい遊び空間のため、チャレンジ性や達成感を感受しやすい ・集団的な遊びにも適しており、社会性やルールを学べる
	◎
周囲との調和	・背後に広がる樹林地との一体感があり、木材や石材など様々な自然素材が使用されている ・オーダーメイドの遊具のため、特徴的なフォルム・デザインで、ランドマークとしての機能を有する
	◎
コスト	・オーダーメイドの遊具であるため、部材交換や塗装の費用が割高 ・鋼材と比較し、耐久性が低い木材を多く使用 ・木材に代わる再生木材を使用しにくい
	△
安全性	・既存施設の改修のため、全てのハザードの解消は難しい ・緊急時に保護者が迎えに行きにくい
	△



内容	概算費用（千円）
整　備　費	181,000
部材の交換、塗装費など36年間にかかる維持管理費（最終的な撤去費含む）	53,000
合　計	234,000

評価項目	森のかくれんぼ
遊び空間	・遊びの5つの基本行動が適度に盛り込まれている ・ウェイビー(滑り台)、レールウエイなど特色ある遊具はあるが、集団的な遊びより、個々の遊びが重視された仕様
	△
周囲との調和	・周辺と調和する配色を採用しているが、木材や石材などの自然素材が活用されていない。 ・製品化された一般的な複合遊具であるため、ランドマークとしての期待は、風の子館と比べ少ない
	△
コスト	・遊具パーツは全て製品であるため安価 ・部分的な交換に対応しやすい ・耐久性がある鋼材を多く使用 ・部材の交換、塗装費など36年間にかかる維持管理費（最終的な撤去費含む）は風の子館と比較して3割程度安価
	◎
安全性	・全ての部位について現行の安全規準を満たす
	◎

風の子館（改修案）①



概要

・風の子館は、旭川市の春光台公園に整備された日本で初めて構想された木製屋根付き大型遊具。
・冬の長い雪国のあそび場として大きな屋根を持ち立体的遊環構造建築で、オールシーズンあそべる遊具として開発。
・設計は、子どもの遊び環境づくりで全国的に知られる建築家・仙田満

※仙田氏の主な実績として、茨城県のミュージアムパーク茨城県自然博物館や広島市のMAZDA Zoom-Zoom スタジアム広島、東京の東京辰巳国際水泳場などがある。

デザインコンセプト

【建築的な要素を取り込んだ遊具空間】
・屋根、壁、床、部屋等を有しながらそれを遊具的にくずしていった空間に新たな遊びの要素を見いだす。

【道の延長線としての遊具（道の遊具化）】
・他の施設や林、あるいはエントランス広場からの園路がそのまま遊具になってゆく配置。
・遊具を道の一部としてとらえることにより、遊具と公園全体をより自然な形で一体化させる。

【豊かな自然環境を感じ取るための遊具】
・豊かな自然環境の中で子どもたちが風や空、鳥や虫の声、大地といったものを再認識できるような遊具。

その他

・風の子館は、財団法人 日本宝くじ協会により、宝くじの収益を財源とした社会貢献事業で整備された遊具広場。
・1988年度から毎年全国で１箇所程度選定される「宝くじ遊園地造成事業」として、道内で初めて整備され、市に寄付された。
※現在は「宝くじ遊園地造成事業」の新規募集は行っていない。

【1994年（平成6年）当時】
建設費(寄附)　：約1億6500千万円（風の子館）

風の子館(改修案)②

1　施設健全度調査結果

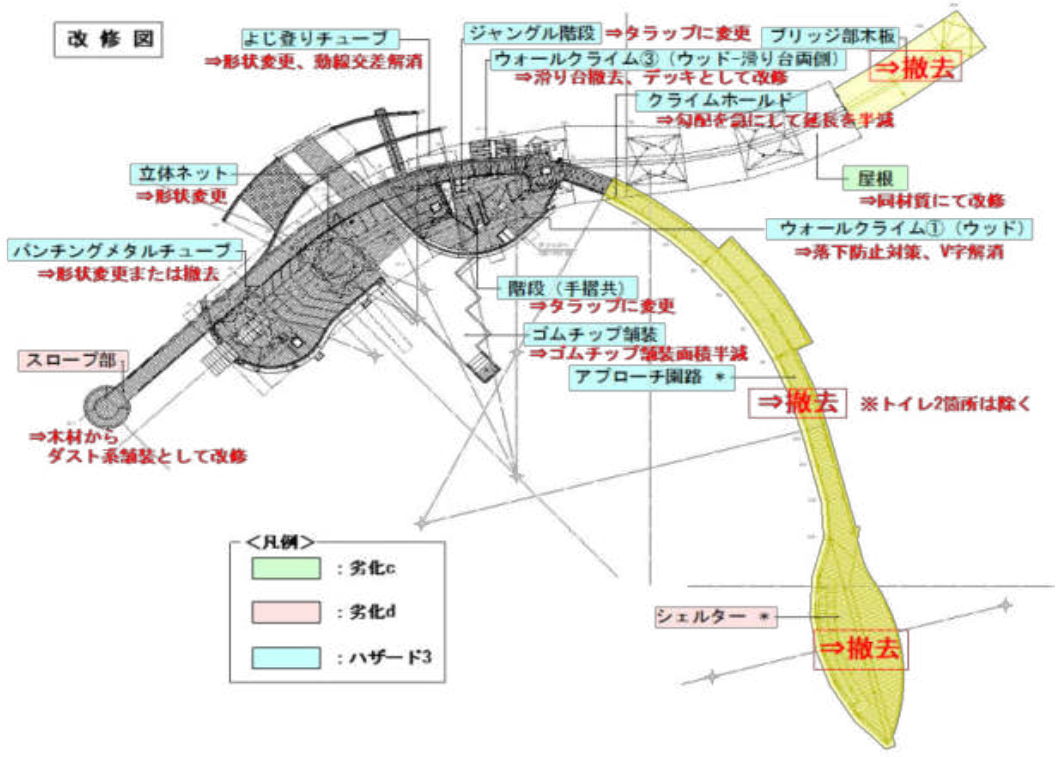
①劣化判定
- C･D判定項目の4割程度が腐食･腐朽、屋根下空間は比較的良好、雨掛かり露出部材の腐朽及び鋼材の腐食の進行

②ハザード判定[子供が予測できず､どのように対処すればよいか判断不可能な危険性の判定]
- 全体の６割が現行基準に不適合。動線の交差や挟込み等の規準によるものが多い

③総合判定
- 劣化判定とハザード判定を踏まえた総合判定はD判定、使用禁止措置が必要な遊具

2　改修方針
- ハザードの除去、劣化部の更新または補修が必要、広範囲のため改修の優先度を設定
- 日本初の屋根付き遊具、遊具としてだけでなく建築物としても財産として保存すべきなどの要望を踏まえ、解体ではなく、改修費用の縮減、現状デザインを保持した改修

3　改修案
- 塔、塔に近いブリッジ部分、アプローチ通路・シェルターを撤去及びハザード3及び劣化dの改修。概算工事費は、181,000千円



風の子館優先改修項目による概算工事費一覧（R8.8月現在）

規準・劣化判定	概算費用(千円)	備　考
ハザード３改修	74,000	
劣化ｄ改修	41,000	171,000
劣化ｃ改修	56,000	
撤 去（改修時）	10,000	シェルター、ブリッジ等
概算工事費	181,000	経費込み

ライフサイクルコスト（LCC）検討　[処分制限期間15年×2.4=36年間による試算]

項　目	概　算	備　考
改修費	181,000	
維持管理費	129,000	ネット類の交換、塗装費など
全撤去	24,000	36年目
合計費用	334,000	整備から撤去まで36年間でかかる費用
単年度当りLCC（使用見込み期間36年）	9,300	処分制限期間15年×2.4=36年 334,000千円/36年≒9,300千円/年

森のかくれんぼ（整備案）①













概要

- 令和５年度に地域の小学校や幼稚園、町内会にアンケートを実施し、その結果を踏まえ、春光台公園運営協議会にて意見等を伺い選定した遊具。
- 様々な遊びの要素がある児童用(6-12歳)コンビネーション遊具。
- 最大滑降角度45度のまるでフリーフォールのような体が浮く感覚を感じられる滑り台と、カーブで感じる遠心力が魅力の1周約25mあるレールウエイが特徴的。

※左の写真は「森のかくれんぼ」と類似施設が設置されている群馬県前橋市にある嶺公園

デザインコンセプト

- 遊具全体には、たくさんの生き物たちが隠れており、体格や能力によって、まだできないアイテムがある子供もかくれんぼの鬼になった気持ちで、生き物たちを「探す」という親子で楽しめる遊具。
- 大きな木を中心に広がる各アイテムは、力強い根っこをイメージしており、体格や力に合わせた「挑戦」ができる飽きのこない構成。
- その独特の景観から、公園の新たなシンボルになり得る可能性を秘めた遊具。

森のかくれんぼ（整備案）②

1 【計画立案までのプロセス～市民合意形成】

・改修計画の立案について、３案を検討、周辺町内会、近隣の小学校等へのアンケートのほか、市民団体等で構成する「春光台公園運営協議会」に意見を伺い、児童用複合遊具（森のかくれんぼ）を選定、地域住民に対する合意形成が図られた計画。

2 【周辺景観との調和～材質及び配色選定】

・耐久性の良い、鋼材やポリエチレンを主とした構成、財政面や長寿命化計画を踏まえ、耐久性が高く維持管理の負担が少ない。

・柱や梁などの主要構造部材は、鋼材の外側に化粧材を施す方法や木材や再生木材などを使用し周辺環境と調和。

3 【配置計画～遊び空間の広がりと連続性】

・公園内の周辺施設と一体的な利用を促す動線の確保、森のかくれんぼから派生した様々な遊び空間（かけっこや鬼ごっこなど）の創出。

・保護者が安心して子どもたちを見守れる休憩スペースや集散スペースなどを確保。

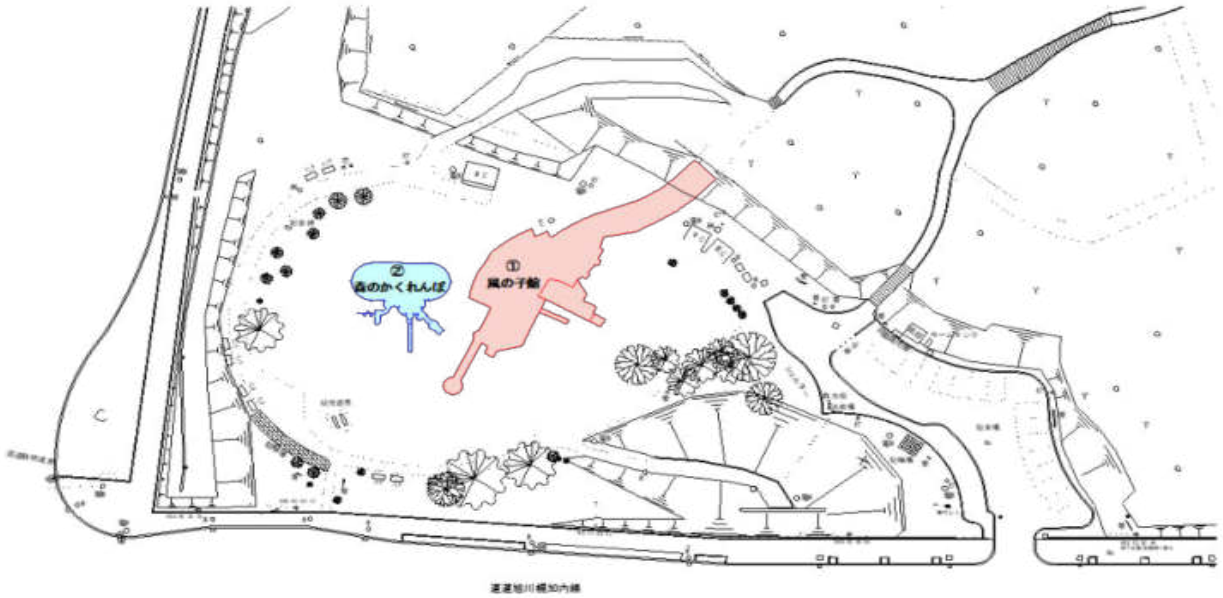
4 【オリジナル性～他公園遊具との差別化】

・全て製品パーツを使用して、遊具メーカーの高いノウハウを基に制作、コストの低減化をはじめパーツ交換の円滑化が可能。

・既存の風の子館はオリジナルティが突出した遊具、これに代わる遊具として、コストや維持管理などを踏まえつつ、ランドマークとなり、長く市民に親しまれるよう配慮。

森のかくれんぼ　整備費（R8.8現在）

規準・劣化判定	概算費用(千円)	備　考
撤去(風の子館)	34,000	
設置(森のかくれんぼ)	147,000	
概算工事費	181,000	経費込み



ライフサイクルコスト（LCC）検討　[処分制限期間15年×2.4=36年間による試算]

項　目	概　算	備　考
改修費	181,000	
維持管理費	43,000	ネット・ロープ、レールウエイ滑車等の交換、塗装費
全撤去	10,000	36年目
合計費用	234,000	整備から撤去まで36年間でかかる費用
単年度当りLCC（使用見込み期間36年）	6,500	処分制限期間15年×2.4=36年 234,000千円/36年≒6,500千円/年

（４）今年度の取り組みとスケジュール

ASAHIKAWA CITY

遊具アンケートの実施①

1　アンケート手法

ユーザーである「子ども」を主な調査対象としたアンケートを実施
複数の質問について、どちらかが良いか選択する方式

2　アンケート対象

前回(R５年度)「森のかくれんぼ案」選定時にアンケートを依頼した近隣の小学校、幼稚園・保育園、町内会等を対象とする。

※小学校においては、タブレットが普及していることを踏まえ、従来の紙での回答のみではなく、インターネットを活用した回答も併用して行う予定。

3　「質問項目（案）」について

（1）考え方
- 「子ども」向けのアンケートのため、難しい言葉ではなく、直感的に答えられる質問項目を設定
- 設問ごとに評価の視点を明確にすることで、子供たちが遊具に何を求めているのか把握し、様々な角度から検討する。
- 人気投票では無く、なぜ選ばれたのか、対外的に説明できるよう「評価の視点」を考慮した設問設定とする。

※町内会には、大人を対象とし「子どもに遊ばせるならどっちの遊具にしたいか」という視点での回答を依頼

（2）配点
- 子どもの遊びに対する「遊具の役割」を踏まえ、点数に傾斜配分を設定
- １人１０点とする（「質問項目（案）」配点欄 参照）

アンケート用紙（例）

～今回のアンケートについて～
・３年前に春光台公園の大きな遊具「①風の子館」は古くなって壊れて使えなくなりました。
・２年前、直すのが難しいと思い、アンケートなどを行い、新しい遊具「②森のかくれんぼ」に取り換えることを考えました。
・その後、「①風の子館」を残してほしいという声をたくさんいただきました。
・その声をきいて、一部を壊しますが、なるべく「①風の子館」を残す方法を考えました。
↓
あらためて、みなさんの声をきかせてほしいので、アンケートへのご協力をお願いします。

それぞれの質問について、「①風の子館」・「②森のかくれんぼ」のどちらか一つ、えらんだほうに○を書いてね

・小学校、学年　　〇〇小学校　〇年　〇組

・年齢構成：年代別
※□にレ点を書いてください　□10代以下 □20代 □30代 □40代 □50代 □60代 □70代以上

「質問項目（案）」

番号	質問内容	評価の視点	①風の子館	②森のかくれんぼ	配点	①風の子館	②森のかくれんぼ
1	わくわくするのはどっち？	第一印象・魅力		○	1点		1
2	チャレンジしてみたいのはどっち？	挑戦性		○	1点		1
3	何回でも遊びたくなるのはどっち？	遊びの継続性		○	1点		1
4	友だちといっしょに遊ぶのが楽しそうなのはどっち？	社会性		○	2点		2
5	いろいろな遊び方ができそうなのはどっち？	創造性・遊びの多様性	○		2点	2	
6	公園にあったらうれしいのはどっち？	総合評価	○		3点	3	
合計					10点	5	5

遊具アンケートの実施②

アンケート（案）



スケジュール（予定）

令和8年 9月	・第１回春光台公園運営協議会 ・緑の審議会 ・遊具アンケート実施 （調査対象：公園近隣の小学校、幼稚園・保育園、町内会）
10月	・第２回春光台公園運営協議会 ・緑の審議会 ・整備案（素案）の決定
11月	・市民意見聴取（ホームページ・SNS掲載）
令和９年 １月	・整備案の決定
２月	・第３回春光台公園運営協議会 ・緑の審議会

ご清聴ありがとうございました。

ASAHIKAWA CITY

予備スライド

宝くじ遊園



サンルーム



屋根裏のような通路



見晴らし台





くぐり抜けトンネル



スプリング遊具



様々なあそびの仕掛け

平成6年に宝くじ振興会から寄贈

・大型木製遊具

巨大な屋根の下にひし形の屋根裏のような通路から構成され，ネット遊具やくぐり抜けトンネル、見晴らし台等様々なあそびの仕掛けが組み込み込まれた遊具

・サンルーム

親子やこども達の休息場所

・スプリング遊具

多くの子ども達に利用されてきたが…

・構造部材が木材のため経年劣化による腐食が広がる
・部材の補修・修繕を繰り返し維持管理をしてきたが根本的な傷みが多くなる
・子どもたちの安全な利用の確保が難しくなる

今シーズンより全面使用禁止

遊具の劣化状況



柱の根元の腐食



ロープの劣化

・柱の根元が腐食していたり，木製部材と金属の接続部の腐食や，ロープの劣化が多く見られる

・毎年シーズンインの時に遊具専門業者による安全点検を実施しているが，これらの状況からやむを得なく全面使用禁止としている



木製部材と金属の接続部の腐食



金属の腐食



上物劣化・足掛部摩耗

・スプリング遊具は上物とスプリングの劣化・足掛部の摩耗により現在使用禁止

宝くじ遊園の今後について

宝くじ遊園のリニューアルに向けた検討

・調査業務の発注（発注済で現在詳細調査中）

・既存の木製遊具を活かした形でのリニューアルは可能か

検討した結果…

現在の木製遊具を活かした形での再整備は困難

・現在の遊具の安全基準を満たしていない

・遊具の骨格となる柱等の木材の腐食の進行

既存遊具を撤去した後，新たな遊具を設置



安全基準を満たしていない
主構造の柱（V字開口部）



新しい遊具の例
クリスタルパーク

新しい遊具のコンセプト

既存遊具のあそび要素を引き継ぐ遊具の検討

・現在のくぐり抜けトンネルやすべり棒など通過や移動を楽しめるアイテムの設置
・電線管で声を伝え合うといった、遊びの中で子どもたちが互いに交信できるアイテムの設置
・連続性を持ち新たな遊び行動を促すことができるようなアイテムの配置
・ネットやロープ遊具などのアスレチック要素を持った遊具の設置

インクルーシブ遊具の設置の検討

～旭川養護学校からの要望～

〇養護学校の子ども達も遊べる遊具の設置

➡ インクルーシブ遊具の設置



〇設置場所は移動しやすい場所へ設置



・宝くじ遊園やアスレチック広場，幼児広場側に行くには公園とは逆方向の300m離れた横断歩道を渡らなければならない
・養護学校の子ども達は車椅子で公園まで移動する

➡ 自由広場に設置



養護学校と遊具広場の位置

春光台公園運営協議会の位置付け

市民や地域が望んでいる公園なの？私達の意見や要望は反映されているの？

市民による公園の管理運営の検証，公園管理に関する意見聴取，市民ニーズの把握が必要

市民･地域等が参加

春光台公園運営協議会

意見聴取
意見交換

緑の審議会の結果報告及び説明



旭川市公園みどり課
（審議会及び協議会事務局）

意見提出

旭川市緑の審議会
緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な計画，その他重要な事項について調査及び審議する

審議
決定

公園の整備，管理及び運営等に反映

事業計画へ盛込み
必要な法令制定等

遊具アンケート結果（Ｒ５実施）①

意見の聴取を実施した団体など

・北鎮小学校　　・高台小学校

・つくし幼稚園　　・たいせつ幼稚園

R2公園利用者アンケートにて春光台公園を利用していると回答があった小学校、幼稚園・保育園

・近隣町内会

・**春光台公園運営協議会**

整備方針の検討にあたり、地域の方々からの意見の聴取、ニーズの把握をするためＲ５設立

遊具アンケート（Ｒ５実施）①

アンケート結果（抜粋）

新しくする遊具のイメージ図

①:森のかくれんぼ



②:わくわくどうぶつランド



③:風の冒険タワー



新しい遊具についてのアンケート

イメージ図①・②・③の遊具についてみなさんの思ったことと合うものにシールを貼って下さい！

シールはひとり3枚まではっていいです。（※ひとつのわくにはれるシールはひとり1枚だけです。）

①はチャレンジしがいがあって楽しそう。	②はチャレンジしがいがあって楽しそう。	③はチャレンジしがいがあって楽しそう。
①は複雑で遊びにくそう。	②は複雑で遊びにくそう。	③は複雑で遊びにくそう。
①の見た目がかっこいい・かわいい。	②の見た目がかっこいい・かわいい。	③の見た目がかっこいい・かわいい。
①は見た目があまりかっこよくない・かわいくない。	②は見た目があまりかっこよくない・かわいくない。	③は見た目があまりかっこよくない・かわいくない。
①はあきずに何回でも遊べそう。	②はあきずに何回でも遊べそう。	③はあきずに何回でも遊べそう。
①は友達と一緒に遊ぶのによさそう。	②は友達と一緒に遊ぶのによさそう。	③は友達と一緒に遊ぶのによさそう。
①は安全に遊べそう。	②は安全に遊べそう。	③は安全に遊べそう。
①は遊ぶのに危なそう。	②は遊ぶのに危なそう。	③は遊ぶのに危なそう。

※みなさんからいただいた意見を参考にして新しくする遊具を考えます。
イメージ図の遊具と形やデザインが変わる場合があります。

小学校低学年の調査結果

小学校高学年の調査結果

遊具アンケート（Ｒ５実施）②

アンケート結果集計

	遊具名	第1案 森のかくれんぼ		第2案 わくわく動物ランド		第3案 風の冒険タワー	
感想の ＋－	感想の＋－ 遊具に抱いた感想	＋	－	＋	－	＋	－
＋	チャレンジしがいがあって楽しそう	188		54		86	
－	複雑で遊びにくそう		14		17		52
＋	見た目がかっこいい・かわいい	73		57		37	
－	見た目がかっこよくない・かわいくない		3		20		46
＋	あきずに何回でも遊べそう	204		53		88	
＋	友達と一緒に遊ぶのによさそう	154		92		84	
＋	安全に遊べそう	21		38		61	
－	遊ぶのに危なそう		0		0		0
＋	高台小学校1・2年生シール計	54		20		34	
合計		694	17	314	37	390	98

遊環構造の考え方

・風の子館は、旭川市の春光台公園に整備された日本で初めて構想された木製屋根付き大型遊具である。
・冬の長い雪国のあそび場として大きな屋根を持ち立体的遊環構造建築であり、オールシーズンあそべる遊具として開発された。
・設計は、子どもの遊び環境づくりで全国的に知られる建築家・仙田満氏が率いる環境デザイン研究所によるもの。
・仙田氏の主な実績として、茨城県のミュージアムパーク茨城県自然博物館や広島市のMAZDA Zoom-Zoom スタジアム広島、東京の東京辰巳国際水泳場などがある。

※仙田 満：1941 年横浜生まれ。1964 年東京工業大学卒。工学博士。
菊竹清訓建築設計事務所を経て、1968 年環境デザイン研究所を設立。
琉球大学・名古屋工業大学・東京工業大学・放送大学教授、日本建築学会会長、日本建築家協会会長、こども環境学会会長を歴任。

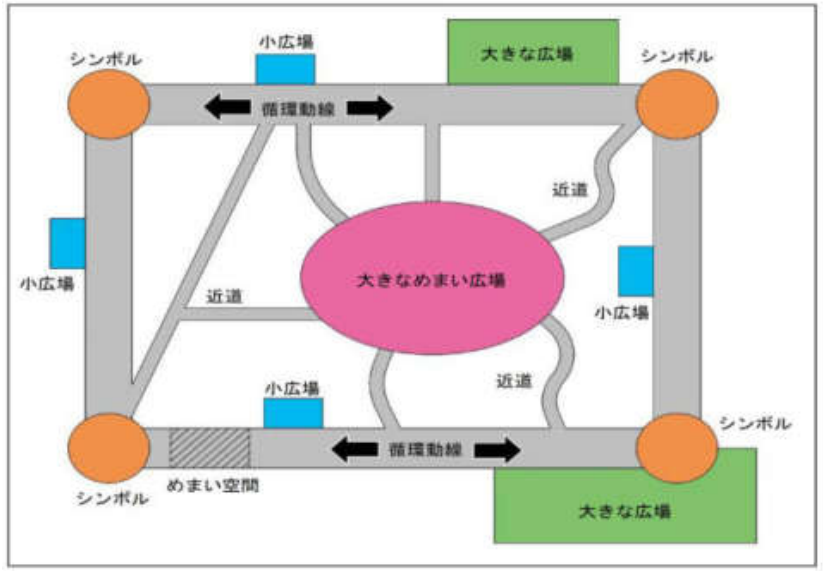
遊環構造の概念

“走り回る、遊び回ることで、子どもは多くの学びを得る”

【配慮すべき事項】

① 循環機能があること
② その循環（道）が安全で変化に富んでいること
③ その中にシンボル性の高い空間、場があること
④ その循環にめまいを体験できる部分があること
⑤ 近道（ショートカット）ができること
⑥ 循環に広場、小さな広場などが取り付いていること
⑦ 全体がポーラスな空間で構成されていること

概念図



リスクとハザードについて

遊びにおけるリスクとハザード

子どもは、遊びを通して冒険や挑戦をし、心身の能力を高めていくものであり、それは遊びの価値のひとつであるが、冒険や挑戦には危険性も内在している。 子どもの遊びにおける安全確保に当たっては、子どもの遊びに内在する危険性が遊びの価値のひとつでもあることから、事故の回避能力を育む危険性あるいは子どもが判断可能な危険性であるリスクと、事故につながる危険性あるいは子どもが判断不可能な危険性であるハザードとに区分するものとする。

ハザードの例

物的ハザード…遊具の構造、施工、維持管理の不備などによるもの

・不適切な配置

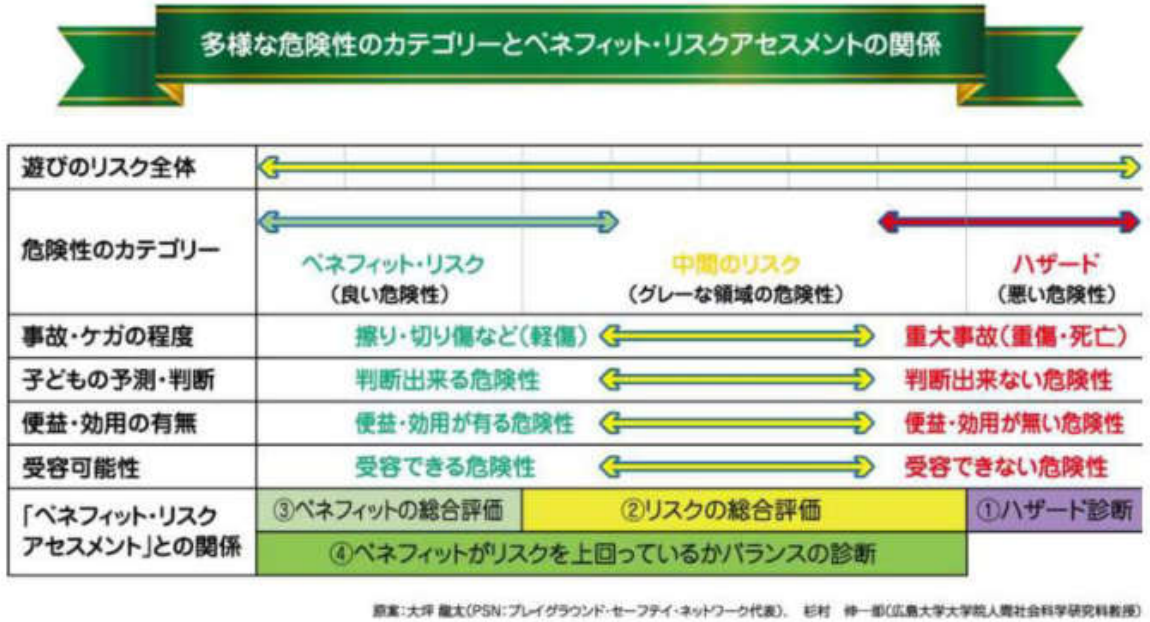
→動線の交錯、幼児用遊具と小学生用遊具の混在など

・遊具及び設置面の設計、構造の不備

→高低差、隙間、突起、設置面の凹凸など

・遊具の不適切な施工

都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第３版）国土交通省より



■参考資料（事故の要因となるハザードのレベル）

ＪＰＦＡ－ＳＰ－Ｓ：２０２４
ハザードレベル ０：傷害をもたらしうる物的ハザードがない状態 ハザードレベル １：軽度の傷害をもたらしうるハザードがある状態 ハザードレベル ２：重大であるが恒久的ではない傷害をもたらしうるハザードがある状態 ハザードレベル ３：生命に関わる危険があるか、重度の傷害あるいは恒久的な障害をもたらしうるハザードがある状態

別紙３

ASAHIKAWA
CITY

第２次旭川市緑の基本計画
アクションプログラム案

後期前半
（令和８年度～令和１２年度）

令和８年（２０２６年）９月

旭　川　市

第２次旭川市緑の基本計画アクションプログラム

目　　次

第１章　第２次旭川市緑の基本計画アクションプログラムの趣旨
１　はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　基本計画の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
（１）目標及び緑の将来像　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
（２）基本方針と数値目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
３　アクションプログラムの基本的考え方　・・・・・・・・・・・・・・５
（１）位置付け　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
（２）計画期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
（３）進行管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
（４）重点施策の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（５）進捗状況の調査等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

第２章　アクションプログラムシート
１　総括表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
２　シートの見方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
３　シート

第１章　第２次緑の基本計画アクションプログラムの趣旨

１　はじめに

旭川市は、雄大な大雪の山並みを望み、石狩川をはじめとする大小さまざまな河川が流れ、美しい田園風景が広がる積雪寒冷地の中核都市です。

一方で、人口減少や少子高齢化の到来、中心市街地の衰退、厳しい財政状況など、様々な課題に直面する中にあって、市民が誇りを持って住み続けることのできるまちづくりが求められています。

このような社会的背景の変化とともに、緑を取り巻く環境も大きく変化していることから、旭川市では都市緑地法に基づく「第２次緑の基本計画」（以下「基本計画」という。）を平成２８年４月に策定しました。

この計画は、本市が中長期的な視点で取り組む緑に関する総合的な計画であり、川と田園が育むみどりの文化都市を目指して、市民や団体、事業者、行政の連携と協働によって、緑地の保全や緑化推進に取り組んでいくものです。

この基本計画をより実効性のあるものとするためには、計画の中に位置付けられた施策を長期的な視点で段階的に進めていく必要があります。

そのため、短期の目標や具体的な推進方法などを定めた「第２次緑の基本計画アクションプログラム」（以下「アクションプログラム」という。）を策定しました。

このアクションプログラムに基づき、施策の効率的な展開を図り、基本計画に位置付けられた目標「豊かな自然と都市が調和するみどりあふれるまちづくり」の着実な実現を目指します。

２　基本計画の概要

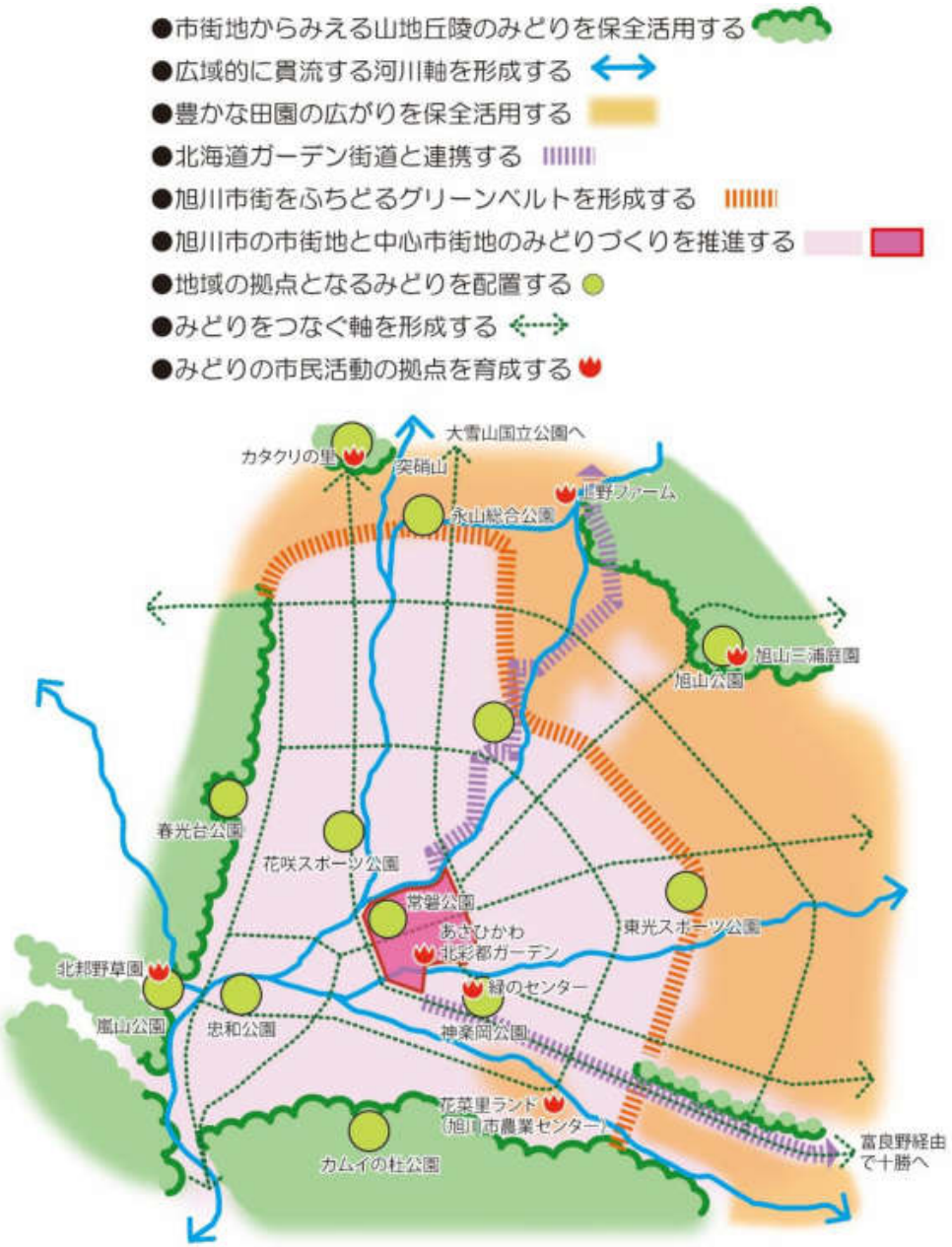
（１）目標及び緑の将来像

【目標】「豊かな自然と都市が調和する　みどりあふれるまちづくり」

数値目標　１　みどりの量を増やす			
・緑被率の増加	２８．３％ （Ｈ２６）	→	３０％ （Ｒ１７）
数値目標　２　自然や公園の満足度を高める			
・「自然」の評価	５７．９％ （Ｒ１）	→	７０％ （Ｒ１７）
・「公園や遊び場」の評価	２８．９％ （Ｒ１）	→	５０％ （Ｒ１７）

【緑の将来像】

本市中心部には、常磐公園をはじめ、神楽岡公園やあさひかわ北彩都ガーデンといった、みどり豊かな公共空間があるほか、石狩川や牛朱別川、美瑛川などの河川空間に囲まれています。その中心部周辺に広がる市街地には大小さまざまな公園が点在しており、それらが幹線道路や河川により有機的に結びつき、みどりのネットワークを形成しています。このように中心部から市街地、田園地帯、丘陵地帯へと広がる、本市のみどりの繋がりを保全し磨き上げて活用することで、本市のみどりの魅力を高め、さらには活力を生み出していく取組を推進していきます。



（2）基本方針と数値目標

基本方針１　活力を生み出す魅力的なみどりの創出

数値目標 1-1　都心が「みどり豊か」と感じる市民を増やす	
都心部がみどり豊かと感じている市民の割合	６０．１％　（H２７）　→　７０％　（R１７）
数値目標 1-2　効果的なみどりを増やす（緑視率の増加）	
重要な地点の緑視率	１１．４％　（H２７）　→　２５％　（R１７）

基本方針２　多世代で憩える暮らしのみどりの創出

数値目標 2-1　住まいのまわりが「みどり豊か」と感じる市民を増やす	
住まいのまわりが「みどり豊か」と感じる市民の割合	７３．６％　（H２７）　→　８０％　（R１７）
数値目標 2-2　農園やガーデニングを楽しむ市民を増やす	
家庭菜園や庭づくりをする市民の割合	６３．７％　（H２７）　→　７０％　（R１７）

基本方針３　みんなで守り育てる持続可能なみどりの創出

数値目標 3-1　みどりの維持管理を実践している市民を増やす	
みどりの維持管理に参加している市民の割合	１３．６％　（H２７）　→　２５％　（R１７）
数値目標 3-2　みどりにかかわる協働団体を増やす	
みどりにかかわる協働団体数	３９４　（R１）　→　４４２　（R１７）

基本方針４　安全・安心で誰にもやさしいみどりの創出

数値目標 4-1　公園施設のバリアフリー化を充実させる	
公園緑地のバリアフリー化率	１９％　（Ｒ１）　→　５０％　（Ｒ１７）
数値目標 4-2　公園緑地の安全・安心感を高める	
公園が安全（事故など）と感じている市民の割合	４４．２％　（Ｈ２７）　→　７０％　（Ｒ１７）
公園が安心（防犯など）と感じている市民の割合	３３．７％　（Ｈ２７）　→　７０％　（Ｒ１７）

基本方針５ 健康で多様な自然と共生するみどりの創出

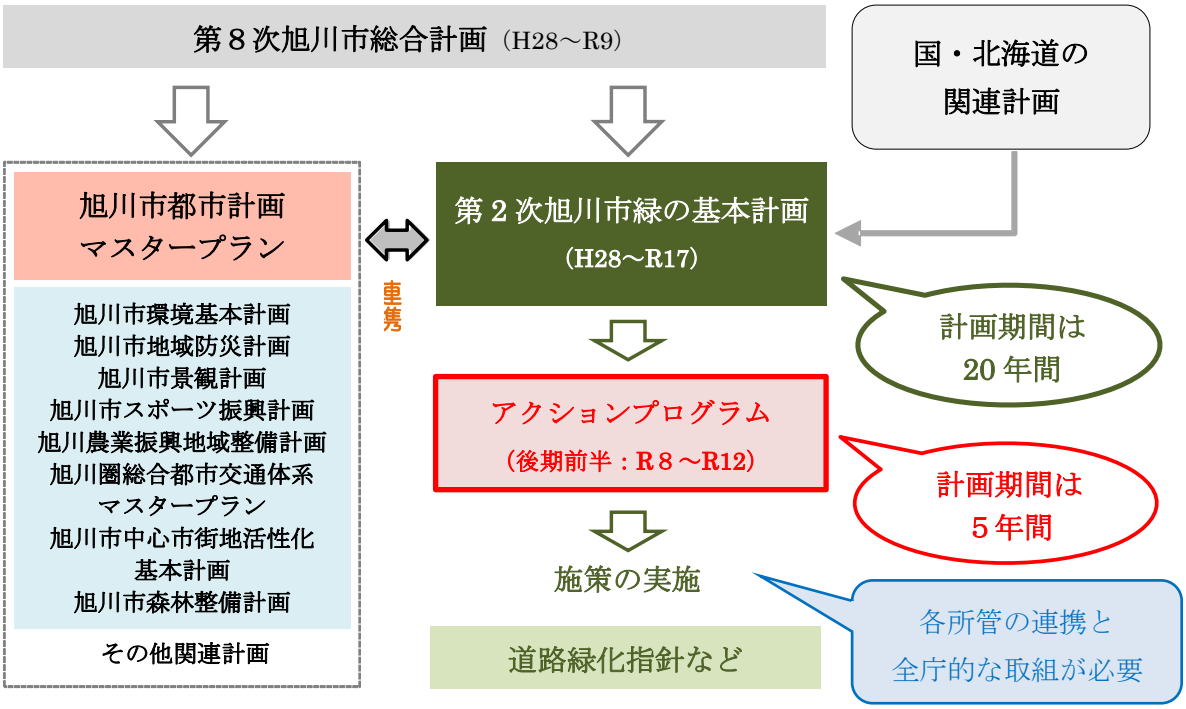
数値目標 5-1　永続性のある緑地の面積を増やす（地域性緑地を含む）	
永続性のある緑地の面積	２０、７４８ha　（Ｒ１）　→　２２、５００ha　（Ｒ１７）
数値目標 5-2　みどりの普及啓発活動に参加する市民を増やす	
講習会やセミナーなどへ参加したことのある市民の割合	１０．９％　（Ｈ２７）　→　２５％　（Ｒ１７）

３　アクションプログラムの基本的考え方

（１）位置付け

基本計画は、第８次総合計画（計画期間：平成２８年度から令和９年度）の基本的考え方を踏まえ、都市計画マスタープランなど、他の関連する計画との調和を図りながら策定しました。

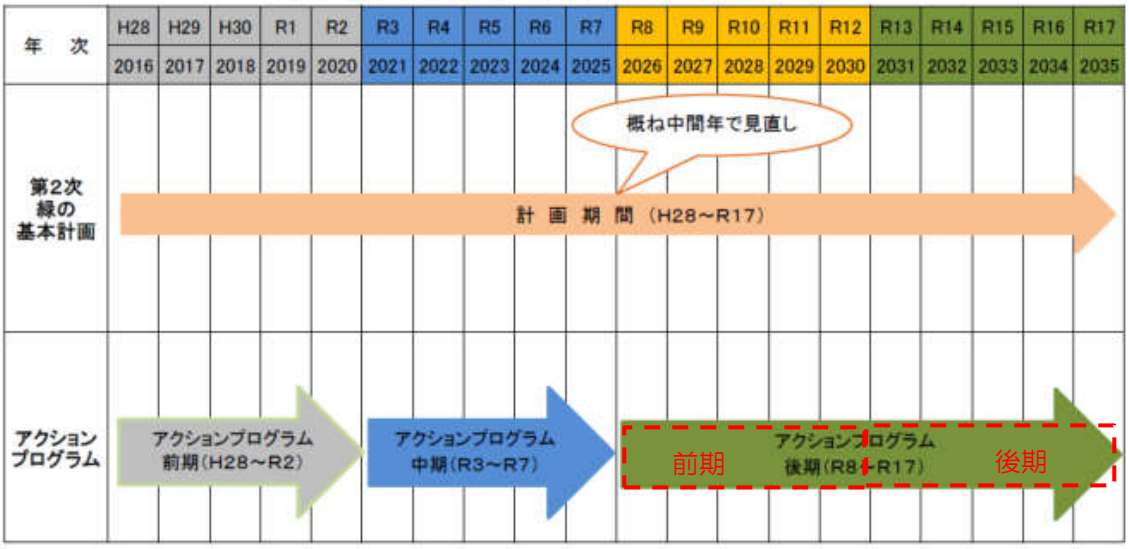
アクションプログラムは、この基本計画を推進していくためのプログラムであり、基本計画に示された５つの基本方針に基づき、将来像を実現していく道筋を示します。アクションプログラムの対象事業は、所管が多岐に渡っているため、各所管の連携を密にし、全庁的に取組を進めます。



（2）計画期間

基本計画の目標年次は令和１７年度としていますが、アクションプログラム後期前半では基本計画を着実に推進していくために、令和８年度から令和 13 年度までの５か年を計画期間としています。

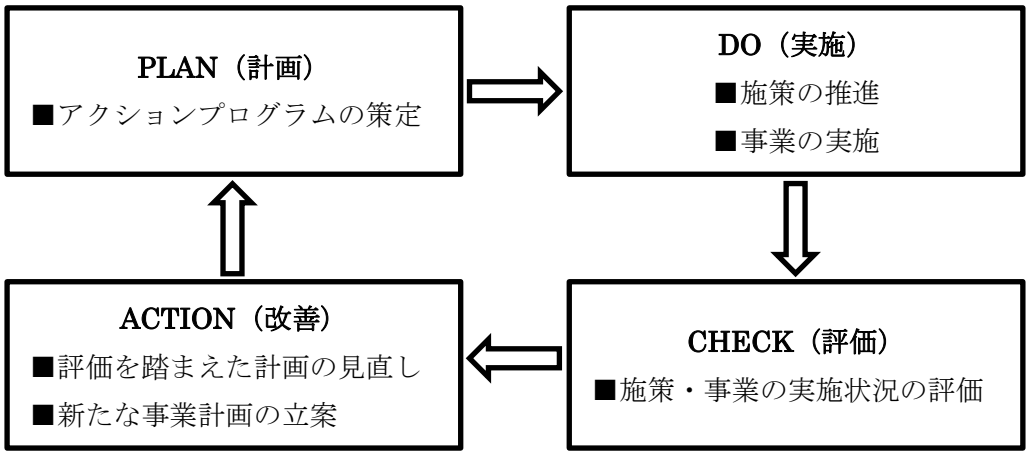
第2次緑の基本計画アクションプログラムスケジュール



（3）進行管理

アクションプログラムの実施に当たっては、基本計画の施策に対応したアクションプログラムシートを基に、実施結果に対する評価を行い、アクションプログラムや基本計画を見直すなどの必要な改善を行います。計画（Plan）、施策の実施（Do）、評価（Check）、施策の改善、見直し（Action）の PDCA サイクルでアクションプログラムの進行管理を行います。

また、進行管理の際には、評価結果を取りまとめ、緑の審議会へ報告することとします。



（4）重点施策の推進

基本計画では、特に計画の実現を力強く推進するため、重点的に取り組むべき施策を「重点施策」として定めています。アクションプログラムでは、「重点施策」を推進するための取組を選定し、優先的に実施していきます。

（5）進捗状況の調査等

アクションプログラムの進捗状況については、必要に応じて公園みどり課で調査を行います。なお、社会情勢の変化等により施策の推進に影響が生じた場合は、アクションプログラムの見直し等を行います。

第２章　アクションプログラムシート

１　総括表

■・・・重点施策

基本方針		施策の柱		主要な施策		新規継続	取組内容	前期 H28-R2	中期 R3-R7	後期前半 R8-R12
a	活力を生み出す魅力的なみどりの創出	a-1	骨格となるみどりの保全・活用	a-1-1	特徴ある大きな公園の整備	変更	東光スポーツ公園の整備	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							花咲スポーツ公園の機能強化スポーツ公園の再整備	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							既存公園施設の更新	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
				a-1-2	まちのシンボルとなる道路緑化の推進	継続	道路緑化指針に基づく管理	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							既存のシンボル並木の保全	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							道路緑化指針地区別・路線別計画の策定	▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
				a-1-3	グリーンベルト形成の促進	継続	保全を検討すべき樹林地の現況把握		▶▶▶▶	
							旭川農業振興地域整備計画の策定・変更	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							森林整備	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
		a-2	中心市街地の潤いづくりの推進	a-2-1	拠点となる都心の公園の快適性向上	変更	既存公園の充実	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							民間活力導入の検討	▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							あさひかわ北彩都ガーデン付近の整備			▶▶▶▶▶
				a-2-2	都心のみどりのネットワーク形成	変更	道路緑化指針に基づく管理	▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							道路緑化指針地区別・路線別計画の策定	▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							緑視率観測ポイントの検討と実施			▶▶▶▶▶
				a-2-3	都心緑化の推進（民間敷地，屋上･壁面緑化）	継続	民間及び公共敷地の緑化誘導制度の検討及び推進	▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
		a-3	旭川らしいみどりのブランド戦略づくり	a-3-1	みどりのブランド戦略の策定	変更	ホームページ・パンフレットなどによる情報発信	▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							市民や観光客に対する情報収集		▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							かわまちづくり計画との連携推進			▶▶▶▶▶
				a-3-2	まちへ迎える緑化の推進（道路・JR 沿線の緑化など）	継続	市民花壇づくり支援花株の助成	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							道路緑化指針に基づく街路樹の管理	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							ボランティアサポートプログラムへの協力	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
				a-3-3	田園文化の育成･創造	継続	食や農に関するセミナーやイベントの開催	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							市民農園開設に伴う支援	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							市民農園の貸出し及び家庭菜園講習会の実施	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							北彩都ガーデン「農のガーデン」の展示	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
				a-3-4	みどりの広域連携の展開（自然･公園･ガーデン街道等）	継続	他都市の公園やガーデンとの連携	▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
		a-4	にぎわいを生む彩りあるみどりづくり	a-4-1	水に親しめる空間づくり（橋詰空間を含む）	変更	既存親水施設の改築	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							かわまちづくり計画との連携推進			▶▶▶▶▶
				a-4-2	冬の魅力づくり	変更	旭川冬まつりの開催	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							歩くスキーなど冬を楽しむ公園利用	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							雪押し場としての公園利用	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							健幸アプリを活用した冬期の公園利用の促進			▶▶▶▶▶
				a-4-3	ガーデニングや窓辺緑化の普及	継続	北彩都ガーデンサポーター活動の支援	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							ガーデン見学会・講習会の開催	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							市民協力花壇づくり支援花株の助成	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							住宅の新築・購入の際の苗木プレゼント	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶

基本方針		施策の柱		主要な施策		新規継続	取組内容	前期 H28-R2	中期 R3-R7	後期前半 R8-R12
b	多世代で憩える暮らしのみどりの創出	b-1	多世代が多様に楽しめる公園づくり	b-1-1	地域ニーズにあわせた身近な公園の再整備･新設	変更	既存公園の施設改修	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							公園施設長寿命化計画の見直し	▶▶	▶	▶▶▶▶▶
							DXの活用促進			▶▶▶▶▶
				b-1-2	コミュニティや子育て･健康を育む公園機能の強化	継続	花咲スポーツ公園の機能強化	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							地域ニーズにあわせた施設更新の検討・実施	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
				b-1-3	児童遊園の充実と統廃合の検討	継続	地域課題の整理，地元との調整		▶▶	▶▶▶▶▶
							事業計画の策定及び実施		▶▶▶	▶▶▶▶▶
		b-2	地域ぐるみのみどりと花づくりの推進	b-2-1	花による緑化の推進	変更	シンボル花壇の造成	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							市民協力花壇づくり支援	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							関係企業の増加			▶▶▶▶▶
				b-2-2	再利用樹木事業の展開	変更	みどりのリサイクル事業の実施	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							不要樹木の有効活用の拡大			▶▶▶▶▶
				b-2-3	空地や残地の緑化推進	継続	空地や残地の現状把握	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
		b-3	地域のシンボルとなるみどりづくり	b-3-1	貴重な樹木の保全（保護樹･保護樹林の指定，路傍樹，社寺林）	継続	「旭川市を緑にする会」への支援	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							景観重要樹木の指定検討	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							名木や景観上重要な樹木のリストアップ		▶▶▶	▶▶▶▶▶
				b-3-2	地域ごとのみどりのシンボルづくり	新規	花株助成のPR及び利用件数の増加			▶▶▶▶▶
							公共施設等の敷地内緑化			▶▶▶▶▶
				b-3-3	地域行事を支える公園づくり	継続	公園利用の柔軟な運用	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							公園を利用した地域イベントの開催誘導	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
		b-4	田園生活を楽しむみどりづくり	b-4-1	農地の保全活用	継続	旭川農業振興地域整備計画の策定・変更	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							眺望ポイントの選定検討	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							関係機関との協議	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
				b-4-2	市民農園の充実	継続	若者の郷市民農園貸出し及び市民農園開設支援	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							農業センターにおける農園の貸出し及び講習会の開催	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
				b-4-3	ガーデニングや食など田園文化の創出	継続	市民農園の貸出し及び農・畜産加工体験の実施	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							北彩都ガーデンサポーター活動	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							ガーデン見学会・講習会の開催	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
c	みんなで守り育てる持続可能なみどりの創出	c-1	市民協働の促進	c-1-1	住民参加による公園づくりの推進	継続	公園愛護協力会による管理	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							地域団体による公園整備の推進	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
				c-1-2	多様な担い手の育成と連携の強化	継続	あさひかわ自然共生ネットワーク負担金	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							「旭川市を緑にする会」の活動支援	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							市民活動団体の交流支援	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
				c-1-3	市民主体の緑化活動の支援	継続	みどりに関わる町内会，活動団体等への支援	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							「花フェスタ」の開催支援	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
		c-2	持続可能な公園づくり	c-2-1	公園施設の長寿命化の推進	継続	公園の長寿命化の実施	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							公園施設長寿命化計画の見直し	▶	▶	▶▶▶▶▶
				c-2-2	資源の循環や省エネルギー化と再生可能エネルギーの活用	変更	落葉・せん定枝のリサイクル	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							公園灯のLED化	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							落葉を利用した腐葉土づくり講習会等の支援	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							施設への再エネ電気の供給			▶▶▶
				c-2-3	地域連携による公園管理と弾力運用	継続	公園愛護協力会による維持管理	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							冬の雪押し場として活用	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
		c-3	みどりづくりを支える制度や仕組みづくり	c-3-1	緑化基金の見直し	継続	ふるさと納税との連携	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							都市緑化のPR	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							活用事業効率化	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
				c-3-2	景観づくり基本計画との連携や緑の保全制度の活用	継続	景観重要樹木の指定のための調査検討	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							景観計画重点地区における緑化の誘導	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							保全を検討すべき樹林地の現況把握		▶▶▶▶▶	
				c-3-3	みどりに関する協定づくりの推進（緑地協定・景観協定など）	継続	景観協定の周知	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							緑地に関する協定等の制度検討	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							「旭川市緑地の回復に関する指導要綱」に基づく事前協議	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
				c-3-4	公共施設の緑化推進	新規	他部局との連携強化			▶▶▶▶▶

基本方針		施策の柱		主要な施策		新規継続	取組内容	前期 H28-R2	中期 R3-R7	後期前半 R8-R12
d	安全・安心で誰にもやさしいみどりの創出	d-1	防災を支えるみどりづくりの強化	d-1-1	公園の防災機能の強化	継続	広域防災拠点（東光スポーツ公園）の整備	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							地域防災計画の見直し	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
				d-1-2	防災上重要な場所の保全	継続	地域防災計画の見直し	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							保全を検討すべき樹林地の現況把握		▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
				d-1-3	防災ネットワークづくりの推進（避難地機能の強化）	継続	広域防災拠点（東光スポーツ公園）の整備	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							避難場所の緑化状況の把握		▶▶▶	▶▶▶▶▶
							地域防災計画の見直し	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
		d-2	誰もが安心・安全に利用できるみどりづくり	d-2-1	誰にもやさしい公園づくり	変更	バリアフリー化のための整備	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							誰にもやさしい公園づくりの推進	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
				d-2-2	公園樹木や街路樹の安全管理と適切な更新	継続	道路緑化指針地区別・路線別計画の策定	▶▶▶▶	▶▶	▶▶▶▶▶
							道路緑化指針に基づく管理	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							公園や街路の危険木対策	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							街路樹危険木対策	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							神楽岡通せん定	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
				d-2-3	防犯面や遊具等の安全・安心づくり	継続	遊具等の安全点検の実施	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							老朽化した遊具の改修	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							公園愛護協力会による巡回	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
e	健康で多様な自然と共生するみどりの創出	e-1	河川を軸にした生態系ネットワークの骨格づくり	e-1-1	主要河川の自然保全	継続	河川管理者や市民団体と連携した環境づくり	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
				e-1-2	多様な川づくり・小河川の緑化（調整池含む）	継続	ペーパン川，江丹別川，雨紛川などの小河川の整備	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							調整池の現況把握		▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
				e-1-3	河川と接続する公園緑地のエコアップ（自然度の向上）	継続	市民活動団体による公園緑地の自然調査	▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							市民ボランティアと連携した環境活動	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
		e-2	生物多様性の拠点と連携づくり	e-2-1	生態系に配慮した拠点となる緑地の保全及び野生生物への対策	変更	自然生態系の調査実施	▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							保全を検討すべき樹林地の現況把握		▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							野生生物への対策			▶▶▶▶▶
				e-2-2	ネットワークを支えるみどりの保全	変更	自然生態系の調査実施	▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							ふれあいの森の保全	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							保全を検討すべき樹林地の現況把握		▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							優良緑地確保計画認定制度の活用方法の検討			▶▶▶▶▶
				e-2-3	身近な森林の保全活用	変更	ふれあいの森の保全	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							とみはら自然の森の活用	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							神楽岡公園の保全と活用	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							ゼロガーボンシティに基づく取組との連携			▶▶▶▶▶
		e-3	みどりの環境教育と普及啓発の促進	e-3-1	環境教育の充実・学校教育との連携と支援	変更	公園や河川を活用した環境教育の実施	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							ビオトープの活用	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							環境アドバイザー派遣制度	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							民間企業支援			▶▶▶▶▶
				e-3-2	緑のセンターの充実・強化	継続	セミナーの開催	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							緑に係る相談対応	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							緑の情報発信	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							市民活動としての拠点機能の強化	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
				e-3-3	みどりの知識や情報の普及啓発（広報・手引き・行事・説明板等）	継続	指定管理者や市民団体と連携したみどりの情報発信	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							手引き・パンフレットの発行	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
				e-3-4	公的な緑化活動の企画・運営・評価基準の整備	変更	市民協力花壇づくり支援花株助成の実施	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							講習会・見学会などの環境教育・普及啓発事業の実施	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							「旭川市を緑にする会」への支援	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							民間の緑化運動や社会貢献の支援		▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							緑化活動に対する表彰制度等の在り方検討			▶▶▶▶▶
				e-3-5	生物多様性や低炭素社会の意識啓発	継続	生物多様性保全事業	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶
							地球温暖化対策の推進	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶

２　シートの見方

① 緑の基本計画の基本方針が示されています。
② 基本方針を構成する施策の柱が示されています。
③ 施策の柱を構成する各施策の番号と施策名が示されています。
④ プログラムを実施する行政担当課が示されています。
⑤ 緑の基本計画期間（H28～R17）内の実施時期を示しています。
（前期：H28～R2　　中期：R3～R7　　後期前半：R8～R12）
⑥ 該当する実施事業名を示しています。
⑦ 該当する総合計画の施策を示しています。
⑧ 施策の根拠法令等を示しています。
⑨ 施策の内容を示しています。
⑩ 施策に取り組むための現状及び課題を示しています。
⑪ 施策実施により期待される効果を示しています。
⑫ 概ね５年後の施策の目標を示しています。（具体的数字があれば表記しています）
⑬ 施策を実行するための事業を示しています。
⑭ 事業を実施する時期を示しています。
⑮ 緑の基本計画に示されている関連施策を示しています

② →　　← ①

基本方針 施策の柱	③		
		実施時期	事業名
実施主体	④	⑤	⑥
総合計画の施策	⑦	根拠法令	⑧
施策の概要	⑨		
現状・課題	⑩		
期待される効果	⑪		
計画目標 （五年後の 達成目標）	⑫		

スケジュール					
取組内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
⑬	⑭				
備考	（関連施策） ⑮				

3 シート

基本方針　a 活力を生み出す魅力的なみどりの創出			
施策の柱　a-1 骨格となるみどりの保全･活用			
a-1-1	特徴ある大きな公園の整備【重点施策】		
実施主体	公園みどり課 スポーツ施設整備課	実施時期 前期･中期･後期	事業名 運動公園整備費 都市計画公園整備費
総合計画の施策	暮らしやすい都市環境の充実	根拠法令	都市公園法 旭川市都市公園条例
施策の概要	･特徴ある大きな公園の整備を、既存公園の再整備を含めて進める ･花咲スポーツ公園の充実 ･観光やイベント、地域づくりの拠点となる公園の整備、機能強化 ･防災拠点となる公園の整備		
現状･課題	（現状） ･東光スポーツ公園の整備 ･花咲スポーツ公園の再整備 ･既存公園施設の再整備 ･あさひかわ北彩都ガーデン（旭川駅南口）付近の魅力向上		
期待される効果	･多様なニーズに対応できる大きな公園が整備･機能強化される ･北北海道のスポーツの拠点化となる ･街の魅力向上		
計画目標（五年後の達成目標）	･東光スポーツ公園の整備を進める ･花咲スポーツ公園の再整備を進める ･既存公園施設の再整備を進める ･あさひかわ北彩都ガーデン（旭川駅南口）付近を、より多くの人が集う場として整備を進める		

スケジュール（後期前半）

取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
東光スポーツ公園の整備	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
花咲スポーツ公園の再整備	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
既存公園施設の更新	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　a 活力を生み出す魅力的なみどりの創出					
施策の柱　a-1 骨格となるみどりの保全･活用					
a-1-2	まちのシンボルとなる道路緑化の推進				
実施主体	公園みどり課 土木建設課 土木事業所		実施時期	事業名	
			前期･中期･後期	都市計画道路整備費 道路橋りょう整備費 街路樹管理費	
総合計画の施策	暮らしやすい都市環境の充実		根拠法令	旭川市景観条例	
施策の概要	･市街地の幹線道路等を中心に、風格とボリューム感のある樹木の育成、保全 ･市内の主要道路において緑にあふれた道路緑化づくりを進める ･既存のシンボル並木の保全 ･道路緑化指針に基づく管理				
現状･課題	･植樹スペースを広く確保できるシンボル的道路の緑橋通を整備（捕植）中 ･幹線道路（4種1･2級）を補助事業で整備する場合は植栽実施、それ以外の計画なし ･落ち葉の処理等の問題あり、植栽の有無･樹種について地域との合意形成必要 ･緑の必要性について市民全体の理解が必要 ･街路樹維持管理費用の確保が課題				
期待される効果	･街路樹の育成により、まちのシンボルとなる道路緑化が進められる ･都市部の良好な道路空間の形成が図られる				
計画目標（五年後の達成目標）	･道路緑化指針地区別･路線別計画の策定				
スケジュール（後期前半）					
取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
道路緑化指針に基づく管理	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
既存のシンボル並木の保全	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
道路緑化指針地区別･路線別計画の策定	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　a 活力を生み出す魅力的なみどりの創出 施策の柱　a-1 骨格となるみどりの保全･活用			
a-1-3	グリーンベルト形成の促進		
実施主体	公園みどり課 環境総務課 農政課 農林整備課	実施時期 前期･中期･後期	事業名 明日のもり事業費 生物多様性保全費 鳥獣対策費
総合計画の施策	自然共生社会の形成	根拠法令	都市公園法 都市緑地保全法 環境基本法 旭川市環境基本条例 旭川市農業農村振興条例
施策の概要	･主要河川や丘陵地、外縁部の農地等のみどりを保全･創出し、みどりに包まれたまちをつくる ･緑地帯と融合した農地の保全や市民農園等の整備誘導 ･豊かな自然環境を体感できる河川や丘陵地とつながる緑地帯の形成 ･核となる公園緑地の配置や避難地･避難路となる緑地帯の形成 ･平野部にみどりの背景をつくる緑地帯の形成 ･フットパスなどによるネットワークの形成や都市ゲートとなる緑地帯の形成 ･野生鳥獣対策を含めた生物多様性の保全		
現状･課題	･申出による農用地利用計画の変更（年3回）及び概ね5年ごとに基礎調査による農用地区域等の見直しを実施 ･市有林の適切な保育整備を行い、市民の貴重な財産として維持に努めている ･生物多様性の保全に関する知識の普及･啓発に努めている		
期待される効果	･河川や丘陵地のみどりに囲まれたまちづくりが推進される ･農業振興地域内の農用地等の有効利用と農業地域の保全が図られる ･森林の持つ多面的･公益的機能が発揮される ･生物多様性の保全が図られる		
計画目標（五年後の達成目標）	･緑地保全のための制度設計及び指定区域の検討を進める ･旭川農業振興地域整備計画による優良な農地の確保･保全のための適切な林地整備の実施 ･旭川市森林整備計画及び森林経営計画により林地整備を図る ･重要な地点の緑視率を向上させる		

スケジュール（後期前半）

取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
保全を検討すべき樹林地の現況把握	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
旭川農業振興地域整備計画の策定･変更	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
森林整備	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　a 活力を生み出す魅力的なみどりの創出 施策の柱　a-2 中心市街地の潤いづくりの推進			
a-2-1	拠点となる都心の公園の快適性向上【重点施策】		
実施主体	公園みどり課	実施時期	事業名
		前期・中期・後期	都市計画公園整備費
総合計画の施策	暮らしやすい都市環境の充実	根拠法令	都市公園法 旭川市都市公園条例
施策の概要	・常磐公園や神楽岡公園、北彩都ガーデンなど既存公園の改修等を進め快適性を向上させる		
現状・課題	・既存公園の充実（ハード・ソフト両面）を図っている ・あさひかわ北彩都ガーデン（旭川駅南口）付近の魅力向上		
期待される効果	・常磐公園や既存公園の快適性が向上され利用者増となる		
計画目標（五年後の達成目標）	・既存公園の長寿命化を継続して進める ・民間事業者や公園利用者のニーズを把握した上で、Park-PFI等の民間活力を活用した施設の整備及び管理運営手法の検討を行う ・あさひかわ北彩都ガーデン（旭川駅南口）付近を、より多くの人が集う場として整備を進める		

スケジュール（後期前半）

取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
既存公園の充実	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
民間活力導入の検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
あさひかわ北彩都ガーデン付近の整備	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　a 活力を生み出す魅力的なみどりの創出 施策の柱　a-2 中心市街地の潤いづくりの推進			
a-2-2	都心のみどりのネットワーク形成		
実施主体	公園みどり課 土木建設課 土木事業所	実施時期	事業名
		前期・中期・後期	―
総合計画の施策	暮らしやすい都市環境の充実	根拠法令	旭川市景観条例
施策の概要	・シンボリックな街路樹の通りの延長や良好な街路樹の保全により、緑視率を高めるとともに、河川と市街地をつなぐ質の高いみどりのネットワークを形成する		
現状・課題	・中心市街地地区において電線類を地中化し、街路樹を大きく育てみどりを連続させている ・維持管理予算の確保や沿線住民の理解と協力が必要 ・カラスの糞などを清掃するための維持管理予算の確保が必要		
期待される効果	・シンボリックな街路樹や良好な街路樹の連続性が高まり、河川と市街地をつなぐ質の高いみどりのネットワークが形成される		
計画目標（五年後の達成目標）	・重要な地点の緑視率を向上させる ・みどりのネットワークの形成と保全		

スケジュール（後期前半）

取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
道路緑化指針に基づく管理	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
道路緑化指針地区別・路線別計画の策定	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
緑視率観測ポイントの検討と実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　a 活力を生み出す魅力的なみどりの創出			
施策の柱　a-2 中心市街地の潤いづくりの推進			
a-2-3	都心緑化の推進（民間敷地，屋上･壁面緑化）		
実施主体	公園みどり課	実施時期	事業名
		前期･中期･後期	―
総合計画の施策	暮らしやすい都市環境の充実	根拠法令	都市緑地法
施策の概要	･民間や公共施設の緑化の推進･誘導を進め、中心市街地の潤いづくりを進める		
現状･課題	･北彩都地区において敷地内緑化取扱指針を策定し、民間敷地の緑化を進めている ･民有地樹木プレゼントによる、緑化推進の再開を検討		
期待される効果	･中心市街地において、みどりの多いまちづくりが進められる ･みどりを求め、中心市街地への訪問機会が増加する		
計画目標（五年後の達成目標）	･民間施設、公共施設及び敷地における緑化誘導制度を検討し状況に応じて推進する		

スケジュール（後期前半）

取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
民間及び公共敷地の緑化誘導制度の検討及び推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　a 活力を生み出す魅力的なみどりの創出 施策の柱　a-3 旭川らしいみどりのブランド戦略づくり			
a-3-1	みどりのブランド戦略の策定		
実施主体	公園みどり課 都市計画課	実施時期	事業名
		前期・中期・後期	―
総合計画の施策	暮らしやすい都市機能の充実	根拠法令	―
施策の概要	・旭川独自の「みどりのブランド」づくりを進めるために、田園、森林や川辺を楽しむことが生活文化として定着するような特色のある展開メニューを設定し、発信する ・活力を生み出す魅力的なみどりの創出のために、市民をはじめ観光客や来訪者へのマーケティングと情報発信を進める ・忠別川・牛朱別川の地域資源を活かした水辺整備・利活用による観光・教育・スポーツ等を通じた新たなまちの賑わいづくりを推進する		
現状・課題	・市民や観光客や来訪者に対するみどりに関する情報収集・分析、情報発信が不足している ・旭川駅南広場など忠別川が接しているにもかかわらず、水辺利用ができる場所が少ない		
期待される効果	・緑の基本計画の目標として掲げられている「豊かな自然と都市の調和」を、市民の感覚として実感してもらいながら、外部にもアピールできるようになる ・親水広場等水辺空間を整備するとともに、その利活用を推進することで、旭川駅周辺を含む周辺地域の活性化に寄与できる		
計画目標（五年後の達成目標）	・市民が住み続けたいと愛着を持ち、観光客等が訪れてみたい、移住してみたいと思えるような旭川独自のみどりの情報を発信する ・河川水辺空間の利活用の実施による魅力向上と地域のブランドイメージ定着を図ることにより、地域に愛され観光客等の外部の人間にとって魅力的なまちを目指す		

スケジュール（後期前半）

取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
ホームページ・パンフレットなどによる情報発信	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
市民や観光客に対する情報収集	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
かわまちづくり計画との連携推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　a 活力を生み出す魅力的なみどりの創出					
施策の柱　a-3 旭川らしいみどりのブランド戦略づくり					
a-3-2	まちへ迎える緑化の推進（道路・JR沿線の緑化など）				
実施主体	公園みどり課 土木事業所		実施時期	事業名	
			前期･中期･後期	緑化推進費	
総合計画の施策	暮らしやすい都市環境の充実		根拠法令	旭川市景観条例 市民花壇づくり支援花株助成事業 実施要領	
施策の概要	・旭川のアプローチとなる空港や高速道路などから都心に至る主要道路の緑化を進める ・まちへ迎える国道･道道の環境整備を働きかける ・道路花壇づくりにより沿道の環境整備を進める				
現状･課題	・旭川空港から中心市街地に至る道路で、来訪者を迎える道路緑化が進められている ・鉄道事業者と協定を締結し、JR緑が丘駅などの周辺で緑化を実施している ・国道237号において市民ボランティアが緑化を実施している ・既存路線の緑化を維持していくための十分な維持管理予算の確保が必要				
期待される効果	・まちへ迎える道路や鉄道沿線において、緑化を継続して取り組むことにより、本市のみどりのイメージアップが図られる				
計画目標（五年後の達成目標）	・まちへ迎える道路や鉄道沿線において、緑化を継続して実施する				
スケジュール（後期前半）					
取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
市民花壇づくり支援花株の助成	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
道路緑化指針に基づく街路樹の管理	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
ボランティアサポートプログラムへの協力	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　a 活力を生み出す魅力的なみどりの創出 施策の柱　a-3 旭川らしいみどりのブランド戦略づくり			
a-3-3	田園文化の育成･創造		
実施主体	公園みどり課 農政課 農業振興課 農業センター	実施時期	事業名
		前期･中期･後期	公園管理費 都心地区整備事業･市民農園事業 若者の郷施設管理費 農業センター管理費
総合計画の施策	自然共生社会の形成	根拠法令	都市公園法 旭川市都市公園条例 農業振興地域の整備に関する法律 旭川市農村農業振興条例 旭川市若者の郷条例 旭川市農業センター条例
施策の概要	･家庭菜園や市民農園･ガーデンに関するセミナー･イベントの開催、知識の普及や市民交流の機会拡大を図る ･食や農に関するセミナー･イベントの開催		
現状･課題	･北彩都ガーデンにおいて、ガーデニングに関する講習会が開催されている ･市民農園開設に伴う支援を実施している ･市民農園の貸出し、家庭菜園向けの講習会を通じて作物や農業への理解の促進を図っている ･旭川の農業や地産地消に関する出前講座が実施されている ･市役所総合庁舎ロビースペースにおいて地場農産物フェアが開催されている ･旭川食のアンバサダー下國伸氏と連携して旭川の農や食の魅力を発信するイベントが開催されている ･一過性のイベント参加にとどまらず、継続的な関心や行動につなげる工夫が必要		
期待される効果	･家庭菜園や市民農園･ガーデンを通じ、農や食、みどりにふれ合う生活文化が成熟される ･農地の保全･活用及び都市と農村の交流の活性化が図られる ･市民の農業理解が促進される		
計画目標（五年後の達成目標）	･市民ニーズに合わせたセミナーやイベント等の開催を通じて知識の普及や市民交流の拡大を図る ･市民農園の貸出し、家庭菜園向けの講習会を通じ作物や農業への理解が促進される		

スケジュール（後期前半）

取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
食や農に関するセミナーやイベントの開催	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
市民農園開設に伴う支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
市民農園の貸出し及び家庭菜園講習会の実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
北彩都ガーデン「農のガーデン」の展示	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　a 活力を生み出す魅力的なみどりの創出 施策の柱　a-3 旭川らしいみどりのブランド戦略づくり					
a-3-4	みどりの広域連携の展開（自然・公園・ガーデン街道等）				
実施主体	公園みどり課 観光プロモーション課		実施時期 前期・中期・後期	事業名 公園管理費 都心地区整備事業	
総合計画の施策	暮らしやすい都市環境の充実		根拠法令	ー	
施策の概要	・河川や農業、森林施設の広域連携を図り、みどりの一体的な保全やネットワーク化を図る ・「花人街道237」「シーニックバイウェイ北海道」「ガーデンアイランド北海道」などの広域的取り組みと連携を図る				
現状・課題	・「ガーデンアイランド北海道」の会員となり、道内の他ガーデンとの連携を諮ると同時に、近隣の花の観光スポットとも連携し、情報発信を行っている ・シーニックバイウェイ大雪・富良野ルートで市内を通過する国道237号線がルートとなっている ・周辺観光スポットと連携し、花の観光スポットを含めたプロモーションを行っている				
期待される効果	・近隣市町村と自然・公園・ガーデンなどで広域的連携が図られることで、本市の魅力が発信される				
計画目標（五年後の達成目標）	・本市のみどりの魅力を活かした美しい環境づくりを進め、さらなる連携を図る				
スケジュール（後期前半）					
取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
他都市の公園やガーデンとの連携	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　a 活力を生み出す魅力的なみどりの創出 施策の柱　a-4 にぎわいを生む彩りあるみどりづくり					
a-4-1	水に親しめる空間づくり【重点施策】				
実施主体	公園みどり課 土木事業所	実施時期 前期･中期･後期	事業名 公園整備費		
総合計画の施策	暮らしやすい都市環境の充実	根拠法令	都市公園法 旭川市都市公園条例		
施策の概要	･生物多様性を意識し河川のみどりの質を高める ･川との接点である橋詰広場を修景し河川と橋の風景を楽しめる場所とする ･せせらぎ水路など親水施設のある公園では、維持管理の充実や更新を実施する ･忠別川･牛朱別川の地域資源を活かした水辺整備･利活用による観光･教育･スポーツ等を通じた新たなまちの賑わいづくりを推進する				
現状･課題	･北彩都地区の忠別川河川空間において大きな静水面（鏡池）を造成し、水に親しめる空間を整備している ･中心市街地や永山地区においてせせらぎ水路や親水公園が整備されている				
期待される効果	･水と親しむことのできる空間が整備されるとともに、既存の親水施設の良好な維持が可能となる				
計画目標（五年後の達成目標）	･既存の親水施設のメンテナンスを継続して実施することで、利用促進を図る				
スケジュール（後期前半）					
取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
既存親水施設の改築	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
かわまちづくり計画との連携推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　a 活力を生み出す魅力的なみどりの創出 施策の柱　a-4 にぎわいを生む彩りあるみどりづくり			
a-4-2	冬の魅力づくり		
実施主体	公園みどり課 スポーツ推進課 観光プロモーション課 健康推進課	実施時期	事業名
		前期･中期･後期	公園管理費
総合計画の施策	暮らしやすい都市環境の整備	根拠法令	都市公園法 旭川市都市公園条例
施策の概要	･雪あかりや野鳥が観察できる施設、歩くスキーコースなど、冬の公園を楽しむための運用を進める ･雪押し場としての有効利用 ･雪に映える街路樹の植栽 ･屋内に閉じこもりがちな冬の屋外活動を促すため、ウインターイベントの開催 ･あさひかわ健幸アプリを活用し、冬期間も利用できる公園やウィンタースポーツ･レクリエーションの情報発信･利用促進を行い、冬季の外出機会の創出と活動量の維持･向上を図る		
現状･課題	･旭川冬まつりにおいて、市民雪像など市民参加型のイベントを開催している 令和7年31団体 ･公園内の歩くスキーコースの整備：神楽岡公園、春光台公園ほか4公園 ･ちびっ子スキー場：花咲スポーツ公園 ･子ども遊び広場：北彩都ガーデン、常磐公園ほか3箇所 ･雪押し場としての公園利用（児童遊園含）　257公園（R7） ･健幸アプリの通知機能を活用し、冬期間も利用できる公園等の周知を図っている ･冬期のスポーツ離れや多様化が進み、ライフスタイルやライフステージ、ニーズに応じて、健幸アプリなどと連携をとりながら、公園内での冬期の健康づくりに取り組む機会の提供が必要 ･公園等の更なる利用促進につながるよう、周知する内容や環境の整備が必要である		
期待される効果	･公園･緑地において、冬期間の利用が促進される ･他中核市ではあまり見られない冬の旭川の魅力が発信される ･季節を問わず継続的な健康づくりが推進される		
計画目標（五年後の達成目標）	･旭川冬まつり　入場者数　　100万人 ･雪押し場としての公園利用の実施 ･健康アプリ等を活用した冬季における継続的な身体活動の定着		

スケジュール（後期前半）

取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
旭川冬まつりの開催	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
歩くスキーなど冬を楽しむ公園利用	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
雪押し場としての公園利用	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
健幸アプリを活用した冬期の公園利用の促進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					



基本方針　a 活力を生み出す魅力的なみどりの創出 施策の柱　a-4 にぎわいを生む彩りあるみどりづくり			
a-4-3	ガーデニングや窓辺緑化の普及		
実施主体	公園みどり課	実施時期 前期･中期･後期	事業名 北彩都ガーデン管理費 都心地区整備事業 緑化推進費
総合計画の施策	暮らしやすい都市環境の整備	根拠法令	都市公園法 旭川市都市公園条例 都市緑地法
施策の概要	･講習会等の開催によるガーデニングの普及啓発 ･道路の植樹桝を活用した花壇づくり ･オープンガーデンの案内や、住宅･企業の窓辺緑化を展開し、それらを助成する仕組みを進める		
現状･課題	･北彩都ガーデンにおいて、ボランティアチーム「北彩都ガーデンサポーター」による維持管理作業を行い、ガーデニングに関する知識の普及･向上に取り組んでいる ･植物に関する講習会など、多様なプログラムを実施している ･市民による道路等の花壇づくりの支援のため花株を助成している　159団体（R7） ･住宅の新築･購入時の苗木プレゼントが中断となっている		
期待される効果	･ガーデニングを通じた交流を促進し、新たなみどりづくりを普及するとともに、花株助成や苗木のプレゼントの実施により、民有地の緑化が図られる		
計画目標（五年後の達成目標）	･ガーデンに関する知識の普及･向上を図る ･市民協力花壇づくり支援花株助成事業の継続実施		

スケジュール（後期前半）

取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
北彩都ガーデンサポーター活動の支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
ガーデン見学会･講習会の開催	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
市民協力花壇づくり支援花株の助成	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
住宅の新築･購入の際の苗木プレゼント	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　b 多世代で憩える暮らしのみどりの創出 施策の柱　b-1 多世代が多様に楽しめる公園づくり					
b-1-1	地域ニーズにあわせた身近な公園の再整備･新設【重点施策】				
実施主体	公園みどり課		実施時期	事業名	
			前期･中期･後期	都市計画公園整備費	
総合計画の施策	市民生活を支える都市機能の維持		根拠法令	都市公園法 旭川市都市公園条例	
施策の概要	･古くなった既存公園の再整備 ･多様な機能を持った公園整備･役割分担の実施				
現状･課題	･旭川市公園施設長寿命化計画に基づく施設の改修に取り組んでいる ･GISを活用して公園情報の管理を行っている				
期待される効果	･地域ニーズにあわせた身近な公園整備が進む ･公園情報公開による目的に沿った公園への利用者の誘導				
計画目標（五年後の達成目標）	･既存公園の施設改修を進める ･地域ニーズなどに基づきストック再編による公園の再整備の検討と実施				
スケジュール（後期前半）					
取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
既存公園の施設改修	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
公園施設長寿命化計画の見直し	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
DXの活用促進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　b 多世代で憩える暮らしのみどりの創出 施策の柱　b-1 多世代が多様に楽しめる公園づくり					
b-1-2	コミュニティや子育て･健康を育む公園機能の強化				
実施主体	公園みどり課		実施時期	事業名	
			前期･中期･後期	都市計画公園整備費 花咲スポーツ公園改修費	
総合計画の施策	市民生活を支える都市機能の維持		根拠法令	都市公園法 旭川市都市公園条例	
施策の概要	･地域コミュニティ（町内会など）や子育て交流の育みや健康づくりが可能な施設の導入 ･安心して子どもたちを見守ることができる場所の整備				
現状･課題	･花咲スポーツ公園の機能強化や地域ニーズにあわせ健康遊具の設置が進められたが、交流の場になり切れていない				
期待される効果	･コミュニティや子育て交流･健康づくりが可能な公園機能が強化される				
計画目標（五年後の達成目標）	･花咲スポーツ公園の機能を強化するとともに、施設更新時、既存公園に機能転換の視点を取り入れる				
スケジュール（後期前半）					
取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
花咲スポーツ公園の機能強化	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
地域ニーズにあわせた施設更新の検討･実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　b 多世代で憩える暮らしのみどりの創出 施策の柱　b-1 多世代が多様に楽しめる公園づくり					
b-1-3	児童遊園の統廃合の検討				
実施主体	公園みどり課		実施時期	事業名	
			前期・中期・後期	公園管理費	
総合計画の施策	市民生活を支える都市機能の維持		根拠法令	旭川市都市公園条例	
施策の概要	・一定規模以上の児童遊園は地区内の公園の整備状況を踏まえ、適切な施設更新や再整備を実施 ・DXなどを活用しながら情報を収集分析し、規模の小さいものや使われていない児童遊園の統廃合や機能分担を図る				
現状・課題	・地域によって、抱えている公園の課題が様々であるため、実際に地域に入り、地域の声に耳を傾けながら公園のあり方について検討する必要がある				
期待される効果	・児童遊園の充実と統廃合を進めることで機能重複が解消され、また、都市公園に位置付けを変更したものについては、施設の維持管理や適切な更新・再整備が図られる ・地域ニーズにあわせた身近な公園を整備することにより、多世代が多様に楽しめる公園を目指す				
計画目標（五年後の達成目標）	・地域が抱えている公園の課題を解決するため、計画を策定し統廃合を進める				
スケジュール（後期前半）					
取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
地域課題の整理、地元との調整	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
事業計画の策定及び実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　b 多世代で憩える暮らしのみどりの創出 施策の柱　b-2 地域ぐるみのみどりと花づくりの推進					
b-2-1	花による緑化の推進				
実施主体	公園みどり課		実施時期	事業名	
			前期･中期･後期	緑化推進費	
総合計画の施策	暮らしやすい都市環境の整備		根拠法令	都市緑地法	
施策の概要	･公共公益施設の窓辺における花による装飾 ･市民や企業との協働による主要幹線道路での花による道路修景				
現状･課題	･春光台地区住民による道路緑化を進めている ･国道237号線（北海道ガーデン街道）の道路緑化を進めている ･昭和通の緑化を進めている ･高齢化により活動団体が減少している				
期待される効果	･市民や企業と協働で花による街並みづくりが進められる				
計画目標（五年後の達成目標）	･市民協力花壇づくり花株支援事業の実施 ･CSR等、企業の関与を増加させる				
スケジュール（後期前半）					
取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
シンボル花壇の造成	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
市民協力花壇づくり支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
関係企業の増加	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　b 多世代で憩える暮らしのみどりの創出 施策の柱　b-2 地域ぐるみのみどりと花づくりの推進					
b-2-2	再利用樹木事業の展開				
実施主体	公園みどり課		実施時期	事業名	
			前期･中期･後期	緑化推進費 公園管理費	
総合計画の施策	暮らしやすい都市環境の充実		根拠法令	都市緑地法	
施策の概要	･維持管理が困難になった公共施設等の樹木伐採後、チップ化すること等により有効活用する仕組みを構築 ･維持管理の困難さにより、みどりの減少を抑制するため、効果的な展開を図る仕組みづくりを進める				
現状･課題	･神楽岡苗圃のチッパーを活用しチップを作成後、各公園で活用している ･高齢化の進行に伴い、維持管理の困難さによって不要樹木となるものが多い				
期待される効果	･不要になった樹木を有効活用することができる ･個人や公的機関が所有する不要になった樹木の再利用が図られ、みどりの減少を抑制することができる				
計画目標（五年後の達成目標）	･樹木の有効活用、再利用を図る				
スケジュール（後期前半）					
取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
みどりのリサイクル事業の実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
不要樹木の有効活用の拡大	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　b 多世代で憩える暮らしのみどりの創出 施策の柱　b-2 地域ぐるみのみどりと花づくりの推進					
b-2-3	空地や残地の緑化推進				
実施主体	公園みどり課		実施時期	事業名	
			中期･後期	ー	
総合計画の施策	暮らしやすい環境の整備		根拠法令	ー	
施策の概要	･土地所有者や町内会と連携を図り、空地の花壇造成や植栽により地域の環境改善を図る				
現状･課題	･町内会などが、空地所有者と話し合い、空地を有効活用している例が見られる				
期待される効果	･空地が緑化され地域の環境改善が図られる				
計画目標（五年後の達成目標）	･空地の現状を把握し、活用可能な空地や残地があった際には活用希望団体へとつなぐ				
スケジュール（後期前半）					
取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
空地や残地の現状把握	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　b 多世代で憩える暮らしのみどりの創出 施策の柱　b-3 地域のシンボルとなるみどりづくり					
b-3-1	貴重な樹木の保全（保護樹・保護樹林の指定，路傍樹，社寺林）				
実施主体	公園みどり課 都市計画課	実施時期	事業名		
		前期・中期・後期	緑化推進費		
総合計画の施策	暮らしやすい都市環境の充実	根拠法令	旭川市景観条例		
施策の概要	・名木や樹林の指定や保全を図る ・道路拡幅などによる路傍樹の保全 ・豊かな樹林を有する神社のみどりの保護・保全を図る				
現状・課題	・市民団体と協力し、現在、15本の指定保存樹木を指定しているが、樹木の老齢化が目立つ				
期待される効果	・名木や景観上重要な樹木が保全され貴重なみどりが守られる				
計画目標（五年後の達成目標）	・名木や景観上重要な樹木の情報収集 ・貴重な樹木を適正に保全する				
スケジュール（後期前半）					
取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
「旭川市を緑にする会」への支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
景観重要樹木の指定検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
名木や景観上重要な樹木のリストアップ	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　b 多世代で憩える暮らしのみどりの創出 施策の柱　b-3 地域のシンボルとなるみどりづくり					
b-3-2	地域ごとのみどりのシンボルづくり				
実施主体	公園みどり課		実施時期	事業名	
			前期・中期・後期	―	
総合計画の施策	暮らしやすい都市環境の整備		根拠法令	―	
施策の概要	・地区センター、児童会館、大規模商業施設などの地域の核となる敷地内の緑化 ・再開発事業や民間事業者との連携を強化することで、緑化推進と魅力向上				
現状・課題	・花株助成を活用し、公共施設内に花が植樹されている ・小学校や市営住宅などの公共施設で敷地内に芝生広場を整備し地域の身近なみどりを整備している				
期待される効果	・地域の核となる施設でみどりの創出が図られる				
計画目標（五年後の達成目標）	・小学校や市営住宅などにおいて、敷地内緑化を進める ・民間事業者への花株助成拡大を図る				
スケジュール（後期前半）					
取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
花株助成のPR及び利用件数の増加	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
公共施設等の敷地内緑化	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　b 多世代で憩える暮らしのみどりの創出 施策の柱　b-3 地域のシンボルとなるみどりづくり					
b-3-3	地域行事を支える公園づくり				
実施主体	公園みどり課		実施時期	事業名	
			前期･中期･後期	―	
総合計画の施策	暮らしやすい都市環境の整備		根拠法令	旭川市都市公園条例	
施策の概要	・日常利用に配慮し、地域イベントを活発に実施できるよう、必要に応じ公園の改修や使用許可の柔軟な運用を進める				
現状･課題	・H25年より街区・近隣公園において町内会等が主催する火気を使用したイベントの開催を許可 ・旭山公園において夜桜を楽しむイベントが開催されている ・地域の夏祭り・冬祭りが開催されている				
期待される効果	・公園を利用した地域イベントが各種公園で開催される				
計画目標（五年後の達成目標）	・地域イベントの開催の継続 ・地域イベントの開催数増				
スケジュール（後期前半）					
取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
公園利用の柔軟な運用	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
公園を利用した地域イベントの開催誘導	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　b 多世代で憩える暮らしのみどりの創出 施策の柱　b-4 田園生活を楽しむみどりづくり			
b-4-1	農地の保全活用		
実施主体	公園みどり課 農政課	実施時期 前期･中期･後期	事業名 ―
総合計画の施策	自然共生社会の形成	根拠法令	農業振興地域の整備に関する法律 旭川市農村農業振興条例
施策の概要	･優良な農地を確保･保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施する ･休耕地や転作農地は地権者の協力を得ながら花畑やプレイグラウンドとして活用を図る ･農村風景が特徴的な眺望ポイントについては関係機関と協議し、場所の選定検討を進める ･フットパスなど歩いて地域風景を楽しめるネットワークをつくる		
現状･課題	･申出による農用地利用計画の変更（年3回）及び概ね5年ごとに基礎調査による農用地区域等の見直しを実施		
期待される効果	･農業振興地域内の農用地等の有効利用と農業地域の保全		
計画目標（五年後の達成目標）	･旭川農業振興地域整備計画により、優良な農地の確保･保全を図る ･眺望ポイントの選定に関する情報を収集し、選定につなげる		

スケジュール（後期前半）

取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
旭川農業振興地域整備計画の策定･変更	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
眺望ポイントの選定検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
関係機関との協議	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　b 多世代で憩える暮らしのみどりの創出 施策の柱　b-4 田園生活を楽しむみどりづくり			
b-4-2	市民農園の充実		
実施主体	農政課 農業センター	実施時期 前期･中期･後期	事業名 若者の郷施設管理費 農業センター管理費
総合計画の施策	市民生活を支える都市機能の維持	根拠法令	旭川市農業農村振興条例 旭川市農業センター条例 旭川市若者の郷条例
施策の概要	･生産や収穫の体験ができる市民農園の整備を進める ･家庭菜園の講習会の開催や貸農園の整備運営を支援する ･農作物育成の知識や普及啓発を図る		
現状･課題	令和7年度 ･江丹別若者の郷における市民農園の貸出し　20区画 ･新規市民農園開設に伴う相談支援　2件 ･農業センターにおける市民農園の貸出し　101区画 ･農業センター主催の家庭菜園講習会　5回／年		
期待される効果	･農地の保全･活用が図られ、都市農村交流が活性化する		
計画目標（五年後の達成目標）	･引き続き市民農園の貸出しや講習会を開催する		

スケジュール（後期前半）					
取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
若者の郷市民農園貸出し及び市民農園開設支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
農業センターにおける農園の貸出し及び講習会の開催	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　b 多世代で憩える暮らしのみどりの創出 施策の柱　b-4 田園生活を楽しむみどりづくり			
b-4-3	ガーデニングや食など田園文化の創出		
実施主体	公園みどり課 農政課 農業センター	実施時期 前期･中期･後期	事業名 公園管理費 都心地区整備事業 若者の郷施設管理費 農業センター管理費
総合計画の施策	暮らしやすい都市機能の充実	根拠法令	旭川市都市公園条例 旭川市農業農村振興条例 旭川市若者の郷条例 旭川市農業センター条例
施策の概要	･北彩都ガーデンにおいて、モデルとなるガーデンづくりや交流の促進、知識の普及を進める ･江丹別若者の郷、農業センターで農作物や畜産物の加工体験を充実する ･民間農園等における農作物の収穫･賞味機会の拡大 ･農業センターにおいて市民農園の貸出し、農作物の加工体験を実施する		
現状･課題	･江丹別若者の郷における市民農園の貸出し、そば打ち、ソーセージ、トマトジュースづくり体験等の実施 ･農業センターにおける市民農園の貸出し、農産加工品の試作体験会の実施 ･「北彩都ガーデンサポーター」による維持管理作業にて、ガーデニングの知識の普及啓発に取り組んでいる ･北彩都ガーデンツアーや植物講習会等多彩なプログラムの実施や、「農のガーデン」において、農や食に関わる展示を実施 ･農業センターの食品加工機器類の老朽化が進んでいる		
期待される効果	･旭川の生活文化として、ガーデニング･農や食などとの楽しみや広がりを通じ、豊かな田園文化を育む		
計画目標（五年後の達成目標）	･家庭菜園や庭づくりをする市民の割合　65% ･北彩都ガーデンからの情報発信強化		

スケジュール（後期前半）

取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
市民農園の貸出し及び農･畜産加工体験の実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
北彩都ガーデンサポーター活動の活性化	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
ガーデン見学会･講習会の開催	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　c みんなで守り育てる持続可能なみどりの創出					
施策の柱　c-1 市民協働の促進					
c-1-1	住民参加による公園づくりの推進				
実施主体	公園みどり課		実施時期	事業名	
			前期･中期･後期	都市計画公園整備費	
総合計画の施策	地域主体のまちづくりの推進		根拠法令	都市公園法 旭川市都市公園条例 旭川市市民参加推進条例	
施策の概要	･整備完了後においても維持管理や運用について住民や企業の参加を促す ･地域団体のグランドワーク活動による公園の整備				
現状･課題	･公園の新規整備や大規模改修において、計画段階で住民参加によるワークショップを実施している ･町内会単位で愛護協力会を組織してもらい、公園内の清掃活動や見回りを実施している ･地域団体によるパークゴルフ場の整備、維持管理を実施　西神楽地区 ･公園愛護団体の減少				
期待される効果	･地域団体や町内会が行政と協働で公園整備や管理を自主的に実施する				
計画目標（五年後の達成目標）	･公園愛護協力会による管理を引き続き実施する ･公園の維持管理への地域団体（民間企業やNPO法人など）参加の仕組み検討				
スケジュール（後期前半）					
取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
公園愛護協力会による管理	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
地域団体による公園整備の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　c みんなで守り育てる持続可能なみどりの創出					
施策の柱　c-1 市民協働の促進					
c-1-2	多様な担い手の育成と連携の強化【重点施策】				
実施主体	公園みどり課 環境総務課		実施時期	事業名	
			前期･中期･後期	環境保全費 緑化推進費	
総合計画の施策	市民主体のまちづくり		根拠法令	旭川市環境基本条例	
施策の概要	･市民やNPO法人、企業等による活動の情報発信の支援や担い手間の交流を支援する ･自然や環境に係る市民団体間相互の連携、交流、情報交換等を通じた活動の充実				
現状･課題	･自然共生ネットワーク参加団体数　16団体（R7） ･自然共生ネットワーク自主事業「みどりの回廊展」などの実施による普及啓発活動の実施 ･市民団体が実施している「川のごみ拾い」などの環境保全活動の把握及び情報発信 ･「旭川市を緑にする会」による市民参加での植樹を中心とした民有地、公共施設、学校、公園緑地等の緑化推進 ･みどりにかかわる協働団体数　367団体（R7）				
期待される効果	･参加団体の活動の活性化 ･市民の「自然と共生するまちづくり」に対する意識向上				
計画目標（五年後の達成目標）	･環境に配慮した行動に取り組む市民の割合　86%（R17） ･みどりにかかわる協働団体数　370団体（R17）				
スケジュール（後期前半）					
取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
あさひかわ自然共生ネットワーク負担金	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
「旭川市を緑にする会」の活動支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
市民活動団体の交流支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　c みんなで守り育てる持続可能なみどりの創出					
施策の柱　c-1 市民協働の促進					
c-1-3	市民主体の緑化活動の支援				
実施主体	公園みどり課		実施時期	事業名	
			前期･中期･後期	緑化推進費	
総合計画の施策	地域主体のまちづくりの推進		根拠法令	ー	
施策の概要	･町内会、商店街、NPO法人などの既存組織と連携し地域の緑化を進める ･既存の緑化活動を実施している団体に支援する ･新たな緑化活動団体の掘り起こし				
現状･課題	･町内会等での道路緑化に花株等の支援を行っている ･「旭川市を緑にする会」への支援を行っている ･花の祭典「花フェスタ」開催に係る支援を行っている ･みどりにかかわる協働団体数　367団体（R7）				
期待される効果	･周辺環境の改善のために様々な市民団体において自主的な緑化活動が促進される				
計画目標（五年後の達成目標）	･みどりにかかわる協働団体数　370団体（R17）				
スケジュール（後期前半）					
取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
みどりに関わる町内会、活動団体等への支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
「花フェスタ」の開催支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　c みんなで守り育てる持続可能なみどりの創出					
施策の柱　c-2 持続可能な公園づくり					
c-2-1	公園施設の長寿命化の推進【重点施策】				
実施主体	公園みどり課		実施時期	事業名	
			前期･中期･後期	都市計画公園整備費	
総合計画の施策	市民生活を支える都市機能の維持		根拠法令	都市公園法 旭川市都市公園条例	
施策の概要	･「旭川市公園施設長寿命化計画」に基づき、公園施設の計画的な維持管理･更新を実施する ･DX（GISなど）を活用して、公園に関する情報を収集する				
現状･課題	･「旭川市公園施設長寿命化計画」に基づき、公園施設の更新を進めているが、地域のニーズに合わなくなった施設の廃止や他施設の導入が進んでいない状況である ･より効果的なDXの活用方法を検討している				
期待される効果	･公園の計画的な維持管理･更新が進められることにより、持続可能な公園づくりを目指す ･公園の維持管理･更新に必要な的確な情報を収集できる				
計画目標（五年後の達成目標）	･公園長寿命化のための整備を引き続き実施するとともに、地域のニーズに合わなくなった施設の廃止や他施設の検討を進める				
スケジュール（後期前半）					
取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
公園の長寿命化の実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
公園施設長寿命化計画の見直し	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　c みんなで守り育てる持続可能なみどりの創出					
施策の柱　c-2 持続可能な公園づくり					
c-2-2	資源の循環や省エネルギー化と再生可能エネルギーの活用【重点施策】				
実施主体	公園みどり課 クリーンセンター 経済総務課		実施時期	事業名	
			前期･中期･後期	クリーンあさひかわ推進費	
総合計画の施策	循環型社会の形成 低炭素社会の形成		根拠法令	建設リサイクル法 省エネルギー法	
施策の概要	･落ち葉を腐葉土にするなどの再利用を促進する ･草刈り後の集草作業の未実施、せん定枝のチップ化など循環型の公園の維持管理を進める ･公園灯のLED化や再生可能エネルギーの活用を進める				
現状･課題	･落ち葉の戸別収集（モデル事業、10～11月の期間限定）を実施し、腐葉土化施設（神楽岡公園苗圃）に搬入 R7落ち葉収集実績　652件･3,315袋･約20t R7クリーンセンターフェスタ腐葉土市民提供実績　300袋･1.8t ･腐葉土づくりの講習会を開催 ･公園灯のLED化 ･再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）導入に係る制度設計				
期待される効果	･落ち葉のリサイクルや公園内の省エネルギーが促進される				
計画目標（五年後の達成目標）	･落ち葉やせん定枝のリサイクルを進めるとともに、公園灯のLED化、施設への再エネ電気の供給（環境価値の提供を含む）、や設備の効率化により省エネルギー化の検討及び実施を進める				
スケジュール（後期前半）					
取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
落葉･せん定枝のリサイクル	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
公園灯のLED化	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
落葉を利用した腐葉土づくり講習会等の支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
施設への再エネ電気の供給			⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　c みんなで守り育てる持続可能なみどりの創出			
施策の柱　c-2 持続可能な公園づくり			
c-2-3	地域連携による公園管理と弾力運用		
実施主体	公園みどり課	実施時期 前期･中期･後期	事業名 公園管理費
総合計画の施策	地域主体のまちづくりの推進	根拠法令	都市公園法 旭川市都市公園条例
施策の概要	･指定管理者による管理制度の充実や市民との協働により管理運営の質的向上を図る ･公園利用の弾力的な運用方策の導入を図る		
現状･課題	･町内会で愛護協力会を組織し、街区公園の巡回やトイレの清掃を実施している　175公園（R7） ･冬の雪押し場として公園を活用している　257公園（R7）		
期待される効果	･公園利用の柔軟な運用が図られることで管理運営が充実する		
計画目標（五年後の達成目標）	･公園愛護協力会による維持管理の実施 ･冬期に雪押し場などとして公園の活用を拡大させる		

スケジュール（後期前半）

取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
公園愛護協力会による維持管理	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
冬の雪押し場としての活用拡大	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　c みんなで守り育てる持続可能なみどりの創出 施策の柱　c-3 みどりづくりを支える制度や仕組みづくり					
c-3-1	緑化基金の見直し				
実施主体	公園みどり課		実施時期	事業名	
			前期･中期･後期	都市緑化基金積立金	
総合計画の施策	暮らしやすい都市機能の充実		根拠法令	ー	
施策の概要	･基金の抜本的見直しを実施し、財源のあり方や活用事業などを検討、改善する				
現状･課題	･ふるさと納税制度の普及により、寄附金が増加している ･緑化推進事業の財源確保のため、基金の取崩しを行っており、充当事業の拡大により基金枯渇が迫っている ･充当事業の効率化を検討 ･寄附金の増加に向けた都市緑化PRの実施				
期待される効果	･都市緑化のPRにより寄附金の増収が図られる				
計画目標（五年後の達成目標）	･ふるさと納税による寄附金額の増加 ･活用事業の効率化を図り緑化事業の継続を目指す				
スケジュール（後期前半）					
取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
ふるさと納税との連携	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
都市緑化のPR	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
活用事業効率化	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　c みんなで守り育てる持続可能なみどりの創出			
施策の柱　c-3 みどりづくりを支える制度や仕組みづくり			
c-3-2	景観づくり基本計画との連携や緑の保全制度の活用【重点施策】		
実施主体	公園みどり課 都市計画課	実施時期	事業名
		前期・中期・後期	―
総合計画の施策	暮らしやすい都市環境の充実	根拠法令	景観法 旭川市景観条例 都市緑地法
施策の概要	・景観づくり基本計画に沿ったみどりづくりを推進 ・大規模な公共公益施設や土木施設については、みどりの景観づくりのモデルとなる整備を進める ・市内に残された貴重なみどりを法律に基づく制度を通じて保全する		
現状・課題	・景観法に基づく景観計画の策定（平成１９年度） ・景観計画重点地区（北彩都あさひかわ地区）では、緑化率を定め敷地内緑化を進めている ・都市公園以外の郊外丘陵地のみどりにおいて、みどりの保全制度に基づく保全がされていない現状にある		
期待される効果	・良好な都市景観に寄与できる重要なみどりの保全が進む ・永続性のある緑地面積が増加する		
計画目標（五年後の達成目標）	・永続性のある緑地面積の合計　21,000ha（R17）		

スケジュール（後期前半）					
取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
景観重要樹木の指定のための調査検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
景観計画重点地区における緑化の誘導	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
保全を検討すべき樹林地の現況把握	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　c みんなで守り育てる持続可能なみどりの創出			
施策の柱　c-3 みどりづくりを支える制度や仕組みづくり			
c-3-3	みどりに関する協定づくりの推進（緑地協定･景観協定など）		
実施主体	公園みどり課 都市計画課 環境総務課	実施時期	事業名
		前期･中期･後期	―
総合計画の施策	暮らしやすい都市環境の充実	根拠法令	都市緑地法 景観法 旭川市景観条例 旭川市環境基本条例
施策の概要	･既存緑地の保全や新たな緑地の創出に向け、要綱等により誘導を図る ･個々の敷地での緑化水準などを定めた緑地協定や緑化に配慮した景観協定の制定を働きかける		
現状･課題	･景観協定が締結されているのは1地区 ･敷地内緑化指針（北彩都地区）によるみどりと調和した街並みの形成が図られている ･旭川市緑地の回復に関する指導要綱に基づき、開発行為等区域内の緑化を図っている		
期待される効果	･景観協定や緑地協定･要綱等によりみどり豊かな街並みが形成される		
計画目標（五年後の達成目標）	･緑地に関する協定等の検討及び締結を進める		

スケジュール（後期前半）					
取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
景観協定の周知	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
緑地に関する協定等の検討及び締結	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
「旭川市緑地の回復に関する指導要綱」に基づく事前協議	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　c みんなで守り育てる持続可能なみどりの創出					
施策の柱　c-3 みどりづくりを支える制度や仕組みづくり					
c-3-4	公共施設の緑化推進				
実施主体	公園みどり課		実施時期	事業名	
			中期･後期	ー	
総合計画の施策	暮らしやすい都市環境の充実		根拠法令	ー	
施策の概要	･公共施設の建設の際に、関係部局に働きかけ、緑被率35%以上を達成するための連携を強化する				
現状･課題	･公共施設緑化指針がないので、統一的な緑化の方向性が示されていない				
期待される効果	･公共施設建設が地域緑化の先導的な役割を果たす				
計画目標（五年後の達成目標）	･緑化を推進するため、公共施設建設時の関係部局との連携強化を進める				
スケジュール（後期前半）					
取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
他部局との連携強化	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　d 安全･安心で誰にもやさしいみどりの創出					
施策の柱　d-1 防災を支えるみどりづくりの強化					
d-1-1	公園の防災機能の強化【重点施策】				
実施主体	公園みどり課 防災課		実施時期	事業名	
			前期･中期･後期	運動公園整備費 都市計画公園整備費	
総合計画の施策	危機対応力の強化		根拠法令	都市公園法 旭川市都市公園条例 災害対策基本法 旭川市防災基本条例	
施策の概要	･防災拠点となる大きな公園の整備				
現状･課題	･地域防災計画において避難場所として公園が位置付けされている　50箇所 ･広域避難場所が未整備の地域がある				
期待される効果	･災害発生時における避難場所としての公園が機能強化される				
計画目標（五年後の達成目標）	･広域防災拠点として東光スポーツ公園の整備を進める				
スケジュール（後期前半）					
取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
広域防災拠点（東光スポーツ公園）の整備	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
地域防災計画の見直し	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　d 安全･安心で誰にもやさしいみどりの創出			
施策の柱　d-1 防災を支えるみどりづくりの強化			
d-1-2	防災上重要な場所の保全		
実施主体	公園みどり課 防災課 都市計画課	実施時期	事業名
		前期･中期･後期	―
総合計画の施策	危機対応力の強化	根拠法令	災害対策基本法 都市緑地保全法 旭川市防災基本条例
施策の概要	･防災機能を担う樹林や災害を防ぐためのみどりを、特別緑地保全等の制度を活用し保全する		
現状･課題	･一部の丘陵地において都市緑地として保全を図っている ･急傾斜地やその他の丘陵地のみどりについて、制度を活用した保全が図られていない		
期待される効果	･土砂災害の防止や軽減が図られる		
計画目標（五年後の達成目標）	･地域防災計画に位置付けするため、各種保全制度を活用を進める		

スケジュール（後期前半）					
取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
地域防災計画の見直し	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
保全を検討すべき樹林地の現況把握	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　d 安全･安心で誰にもやさしいみどりの創出 施策の柱　d-1 防災を支えるみどりづくりの強化			
d-1-3	防災ネットワークづくりの推進（避難場所機能の強化）		
実施主体	公園みどり課 防災課	実施時期	事業名
		前期･中期･後期	―
総合計画の施策	危機対応力の強化	根拠法令	災害対策基本法 旭川市防災基本条例
施策の概要	･避難場所の敷地の樹林帯を配置するなど機能強化を図る ･教育施設敷地外周の樹林地の保全育成 ･総合防災センターを核とした総合公園やスポーツ公園などのネットワーク化を図り機能強化する		
現状･課題	･支援物資集配機能の整備を図る必要がある ･避難場所周辺における緑化状況の把握が必要である		
期待される効果	･総合防災センターを核とした広域的な防災ネットワークが構築される		
計画目標（五年後の達成目標）	･広域防災拠点として東光スポーツ公園の整備を進める		

スケジュール（後期前半）					
取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
広域防災拠点（東光スポーツ公園）の整備	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
避難場所の緑化状況の把握	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
地域防災計画の見直し	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　d 安全･安心で誰にもやさしいみどりの創出 施策の柱　d-2 誰もが安全･安心に利用できるみどりづくり					
d-2-1	誰にもやさしい公園づくり				
実施主体	公園みどり課		実施時期	事業名	
			前期･中期･後期	都市計画公園整備費	
総合計画の施策	暮らしやすい都市環境の整備		根拠法令	高齢者･障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 都市公園移動等円滑化基準	
施策の概要	･都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインなどに沿って各種施設の「誰にもやさしい公園づくり」化を進める				
現状･課題	･スロープや手すり、公園トイレにおいてバリアフリー化を進めている ･現状のバリアフリー化率　18．5%（R7） ･様々な障がいに合わせた整備が出来ていない				
期待される効果	･誰もが使いやすい公園づくりが進められる				
計画目標（五年後の達成目標）	･バリアフリー化の推進　　バリアフリー化率　20%（R17） ･「誰にもやさしい公園づくり」の推進				
スケジュール（後期前半）					
取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
バリアフリー化のための整備	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
誰にもやさしい公園づくりの推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　d 安全･安心で誰にもやさしいみどりの創出 施策の柱　d-2 誰もが安全･安心に利用できるみどりづくり			
d-2-3	防犯面や遊具等の安全･安心づくり		
実施主体	公園みどり課	実施時期	事業名
		前期･中期･後期	都市計画公園整備費 公園管理費
総合計画の施策	市民生活を支える都市機能の充実	根拠法令	都市公園法 旭川市都市公園条例
施策の概要	･遊具などの安全点検を適切に実施し、必要に応じ修繕や更新を実施し、適切な安全管理に努める ･公園内の不安を感じる箇所の改善や不審者対策のための警察、町内会と連携を図る		
現状･課題	･指定管理者による週1回の目視巡回点検を実施 ･年1回公園内の全遊具を専門会社にて点検 ･みどりにかかわる協働団体数　367団体(R7) ･公園施設が安全(事故など)と感じている市民の割合　47．2%(R7) ･公園が安心(防犯など)と感じている市民の割合　37．7%(R7) ･老朽化を含めた遊具の安全度が低下している ･樹木の成育に伴い公園内の死角が発生している		
期待される効果	･公園施設の点検を定期的に実施し老朽化した遊具を取り替えることで安全な公園を保つと共に、地域や関係機関と連携し防犯面の強化が図られる		
計画目標(五年後の達成目標)	･老朽化した遊具の改善を図る ･みどりにかかわる協働団体数　370団体(R17) ･公園施設が安全(事故など)と感じている市民の割合　50%(R17) ･公園が安心(防犯など)と感じている市民の割合　50%(R17)		

スケジュール(後期前半)

取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
遊具等の安全点検の実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
老朽化した遊具の改修	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
公園愛護協力会による巡回	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　d 安全･安心で誰にもやさしいみどりの創出 施策の柱　d-2 誰もが安全･安心に利用できるみどりづくり			
d-2-2	公園樹木や街路樹の安全管理と適切な更新		
実施主体	公園みどり課 土木事業所	実施時期	事業名
		前期･中期･後期	街路樹管理費 公園管理費 公園危険木管理調査費
総合計画の施策	市民生活を支える都市機能の充実	根拠法令	道路法 都市公園法 旭川市都市公園条例
施策の概要	･枝折れや倒木の危険性がある樹木は、適切なせん定や伐採･更新を進め、安全管理を図る ･街路樹等においては、沿道住民の理解を得ながら適切な更新を図る		
現状･課題	･公園の樹木については、危険木調査を実施し倒木の危険がある樹木については伐採している ･街路樹については、毎年、危険木調査を実施し、倒木の恐れがある危険木の伐採を実施しているが、切り株の撤去に必要な予算までの確保ができず、実施が困難な状況にある ･公園樹木や街路樹の更新については、予算の確保や沿道住民の理解を得ることが困難な場合がある		
期待される効果	･公園樹木や街路樹については、危険木の定期的伐採及び適切なせん定により公園及び道路の安全が確保される		
計画目標（五年後の達成目標）	･道路緑化指針や沿道住民との合意に基づき、適切に街路樹を維持管理する		

スケジュール（後期前半）					
取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
道路緑化指針地区別･路線別計画の策定	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
道路緑化指針に基づく管理	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
公園や街路の危険木対策	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
神楽岡通せん定	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　e 健康で多様な自然と共生するみどりの創出 施策の柱　e-1 河川を軸にした生態系ネットワークの骨格づくり					
e-1-1	主要河川の自然保全				
実施主体	公園みどり課		実施時期	事業名	
			前期・中期・後期	―	
総合計画の施策	自然共生社会の形成		根拠法令	河川法 都市公園法	
施策の概要	・主要河川を生態系ネットワークづくりの骨格とし、生物多様性に配慮した環境づくり ・市民がみどりとふれ合う文化を育てる宮前公園や神楽橋下流右岸広場の河川整備について、さらなる展開を図る				
現状・課題	・神楽橋下流右岸広場（生態階段・鏡池など）において、河川環境に配慮した整備が図られている ・生態階段ボランティアの実施				
期待される効果	・川のまち旭川にふさわしい河畔林や水際の環境保全が図られる				
計画目標（五年後の達成目標）	・治水面との整合性を図りながら、動植物の生息・生育の場となっている河畔林や水際について引き続き保全に努める				
スケジュール（後期前半）					
取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
河川管理者や市民団体と連携した環境づくり	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　e 健康で多様な自然と共生するみどりの創出 施策の柱　e-1 河川を軸にした生態系ネットワークの骨格づくり					
e-1-2	多様な川づくり･河川の緑化（調整池含む）				
実施主体	公園みどり課 土木建設課		実施時期	事業名	
			前期･中期･後期	―	
総合計画の施策	暮らしやすい都市環境の充実		根拠法令	生物多様性基本法 旭川市環境基本条例	
施策の概要	･河川を活かした緑道整備 ･市民が親しめるみどりの導入 ･豊かな自然の再生				
現状･課題	･ペーパン川、江丹別川、雨紛川など小河川でも河川環境に配慮した整備を進める				
期待される効果	･河川に沿ってみどりを創りだすことにより、緻密なみどりのネットワークの形成が進む				
計画目標（五年後の達成目標）	･ペーパン川、江丹別川、雨紛川など小河川でも河川環境及び生態系に配慮した整備を進める				
スケジュール（後期前半）					
取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
ペーパン川、江丹別川、雨紛川などの小河川の整備	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
調整池の現況把握	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　e 健康で多様な自然と共生するみどりの創出			
施策の柱　e-1 河川を軸にした生態系ネットワークの骨格づくり			
e-1-3	河川と接続する公園緑地のエコアップ（自然度の向上）		
実施主体	公園みどり課	実施時期	事業名
		前期・中期・後期	―
総合計画の施策	自然共生社会の形成	根拠法令	生物多様性基本法 旭川市環境基本条例
施策の概要	・既存公園の植栽を自然植生に近い構成にする ・公園と接続する河川とを一体として自然度を向上させる		
現状・課題	・石狩川に隣接する常磐公園において、自然植生ゾーンを整備している ・神楽橋下流右岸広場の生態階段において、忠別川に自生する野草の復元を図っている		
期待される効果	・生態系ネットワークの中継点となるよう河川と接続する公園の自然度向上が図られる		
計画目標（五年後の達成目標）	・市民活動団体と連携した公園緑地の自然調査を進める		

スケジュール（後期前半）					
取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
市民活動団体による公園緑地の自然調査	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
市民ボランティアと連携した環境活動	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　e 健康で多様な自然と共生するみどりの創出					
施策の柱　e-2 生物多様性の拠点と連携づくり					
e-2-1	生態系に配慮した拠点となる緑地の保全及び野生生物への対策【重点施策】				
実施主体	公園みどり課 環境総務課		実施時期	事業名	
			前期・中期・後期	都市計画公園整備費 生物多様性保全費 鳥獣対策費	
総合計画の施策	自然共生社会の形成		根拠法令	生物多様性基本法 旭川市環境基本条例	
施策の概要	・社会的影響が大きいヒグマやエゾシカなどの野生生物の市街地への侵入を防止するため、里地・里山と接する市街地縁辺や河川の維持管理 ・河川や丘陵地に接した公園の生物多様性に配慮した整備保全 ・拠点地区における生物多様性の保全を図る				
現状・課題	・嵐山公園、旭山公園、突哨山などにおいて、生物多様性に配慮した整備や運営を図っている ・特定外来生物や北海道の指定外来種の生息が確認されている ・ヒグマの市街地侵入を防止するため河川敷の草刈りを実施 ・国、道に対し、河畔林の整備、伐採を依頼				
期待される効果	・嵐山公園、旭山公園、突哨山などにおいて、生物多様性が将来に渡って確保される ・ヒグマの市街地侵入が抑制される				
計画目標（五年後の達成目標）	・嵐山公園の自然調査を実施し、引き続き自然環境の保全を図る ・市民との協働による外来種対策の推進 ・ヒグマによる被害の抑止				
スケジュール（後期前半）					
取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
自然生態系の調査実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
保全を検討すべき樹林地の現況把握	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
野生生物への対策	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　e 健康で多様な自然と共生するみどりの創出 施策の柱　e-2 生物多様性の拠点と連携づくり			
e-2-2	ネットワークを支えるみどりの保全		
実施主体	公園みどり課 環境総務課	実施時期 前期・中期・後期	事業名 環境保全費
総合計画の施策	自然共生社会の形成	根拠法令	都市緑地保全法 旭川市環境基本条例
施策の概要	・民有地の樹林地における生物多様性確保 ・公園緑地や河川の緑とのネットワークとしてみどりの保全を図る ・道路空間の植栽構成を多様化し生物多様性の確保に繋がるネットワークを形成		
現状・課題	・市内2箇所の民有地を借り上げ、「ふれあいの森」として樹林地等のみどりを保全する		
期待される効果	・民有地樹林や道路緑化と公園・河川などで、みどりのネットワークが形成される		
計画目標 （五年後の達成目標）	・「ふれあいの森」の保全・活用を継続的に図る ・優良緑地確保計画認定制度（TDUNAG）の活用方法の検討		

スケジュール（後期前半）

取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
自然生態系の調査実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
ふれあいの森の保全	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
保全を検討すべき樹林地の現況把握	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
優良緑地確保計画認定制度の活用方法の検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　e 健康で多様な自然と共生するみどりの創出 施策の柱　e-2 生物多様性の拠点と連携づくり					
e-2-3	身近な森林の保全				
実施主体	公園みどり課 農林整備課 環境総務課	実施時期	事業名		
		前期･中期･後期	環境保全費		
総合計画の施策	自然共生社会の形成	根拠法令	都市緑地保全法 旭川市環境基本条例		
施策の概要	･多様な市民ニーズに応えるための身近な森林の保全活用 ･市民との協働による森林の健全な維持管理の実施 ･市民緑地制度を活用した民有地のみどりの保全				
現状･課題	･市民に市有林の一部を開放し、自然環境に対する理解促進に努めている				
期待される効果	･身近に残る森林の保全 ･森林整備等の必要性について市民意識の向上				
計画目標（五年後の達成目標）	･市民緑地制度等を活用しみどりを保全する ･とみはら自然の森の来園者　２，０００人／年				
スケジュール（後期前半）					
取組内容	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度	令和１２年度
ふれあいの森の保全	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
とみはら自然の森の活用	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
神楽岡公園の保全と活用	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
ゼロカーボンシティーに基づく取組との連携	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　e 健康で多様な自然と共生するみどりの創出 施策の柱　e-3 みどりの環境教育と普及啓発の促進			
e-3-1	環境教育の充実･学校教育との連携と支援【重点施策】		
実施主体	公園みどり課 環境総務課	実施時期 前期･中期･後期	事業名 環境保全費 水辺環境推進費
総合計画の施策	自然共生社会の形成	根拠法令	環境基本法 旭川市環境基本条例
施策の概要	･環境教育の充実を目指し、学校へ環境アドバイザーを派遣 ･大学や高校において、地域環境に関心を示すよう教育プログラムとの連携を図り、取組みを支援する ･企業の環境活動の支援及び社員の環境教育の普及啓発を進める		
現状･課題	･河川の環境保全や環境学習のための子どもの水辺事業を実施　延べ1，278名参加（R7） ･環境アドバイザー登録数　13名（R7） ･アドバイザー派遣実績　20件（R7）		
期待される効果	･環境教育の充実により、自然保護や緑化推進を図る		
計画目標（五年後の達成目標）	･環境学習機会の拡充 ･環境アドバイザー目標登録数　25名 ･民間企業による環境改善やみどりの創出活動の支援		

スケジュール（後期前半）

取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
公園や河川を活用した環境教育の実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
ビオトープの活用	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
環境アドバイザー派遣制度	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
民間企業支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　e 健康で多様な自然と共生するみどりの創出			
施策の柱　e-3 みどりの環境教育と普及啓発の促進			
e-3-2	緑のセンターの充実･強化		
実施主体	公園みどり課	実施時期 前期･中期･後期	事業名 公園管理費
総合計画の施策	暮らしやすい都市環境の充実	根拠法令	旭川市都市公園条例
施策の概要	･緑化に対する啓発･教育活動の強化 ･セミナーの主催や協力、教育現場への人材派遣の充実 ･市民と行政の接点として緑に関する情報収集や発信		
現状･課題	緑のセンター令和7年度実績 ･来場者数　9，919人 ･各種植物講習会の実施　26回延べ485名参加 ･緑の相談件数　3，707件 ･緑のセンターだよりの発行 ･みどりに関する市民活動の拠点として機能が不十分である		
期待される効果	･緑化行政と市民の接点となる「緑のセンター」が機能し、都市部の民有地緑化が推進される		
計画目標（五年後の達成目標）	･みどりに関する市民活動拠点としての機能強化		

スケジュール（後期前半）					
取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
セミナーの開催	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
緑に係る相談対応	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
緑の情報発信	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
市民活動としての拠点機能の強化	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　e 健康で多様な自然と共生するみどりの創出 施策の柱　e-3 みどりの環境教育と普及啓発の促進					
e-3-3	みどりの知識や情報の普及啓発（広報・手引き・行事・説明板等）				
実施主体	公園みどり課		実施時期 前期・中期・後期	事業名 公園管理費	
総合計画の施策	暮らしやすい都市環境の充実		根拠法令	ー	
施策の概要	・緑化の手引き・パンフレットの作成 ・インターネットによる情報発信 ・緑化に対する取り組み状況、イベント案内、助成制度の周知				
現状・課題	・「旭川ガーデンめぐり」、北邦野草園、突哨山、西神楽公園ホタルの里のパンフレットや緑のセンターだよりを発行し、市民に情報を発信している ・指定管理者のホームページでみどりの情報を提供している				
期待される効果	・各種パンフレット等の作成及び緑化の情報発信の充実				
計画目標（五年後の達成目標）	・各種パンフレットの作成やインターネットを活用してみどりの情報提供に努める				
スケジュール（後期前半）					
取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
指定管理者や市民団体と連携したみどりの情報発信	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
手引き・パンフレットの発行	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　e 健康で多様な自然と共生するみどりの創出 施策の柱　e-3 みどりの環境教育と普及啓発の促進			
e-3-4	公的な緑化活動の企画･運営･評価基準の整備		
実施主体	公園みどり課	実施時期 前期･中期･後期	事業名 緑化推進費 公園管理費
総合計画の施策	暮らしやすい都市環境の充実	根拠法令	―
施策の概要	･健康で多様な自然と共生するみどりを創出し、保持していくために、環境教育と普及啓発を促進する ･公的な緑化活動の企画･運営を市民や関連団体と協働して推進する ･市民や企業などの緑化活動の機運を高め、継続した取組みに繋がるような、民間の緑化運動や社会貢献の支援		
現状･課題	･市民協力花壇づくり支援花株助成事業の実施 ･旭川市を緑にする会への支援 ･景観分野の表彰や市以外の評価や表彰制度があり取り組んでいる。ただし、年数･規模の客観的評価では限られた団体になりがちで、新たな表彰制度を設けても活動の広がりに効果があるか懸念がある ･新築苗木等、一部施策が滞っている		
期待される効果	･みどりの環境教育や普及啓発により地域の自然への理解が進められ、市民や企業などの緑化活動が積極的に行われ、継続した取組みとなる		
計画目標（五年後の達成目標）	･市民協力花壇づくり支援花株助成事業の実施 ･セミナーや講習会、見学会などの環境教育と普及啓発事業の実施や促進 ･緑化の取組に関するコンクールや表彰制度の発展、充実		

スケジュール（後期前半）

取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
市民協力花壇づくり支援花株助成の実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
講習会･見学会などの環境教育･普及啓発事業の実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
「旭川市を緑にする会」への支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
民間の緑化運動や社会貢献の支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
緑化活動に対する表彰制度等の在り方検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

基本方針　e 健康で多様な自然と共生するみどりの創出			
施策の柱　e-3 みどりの環境教育と普及啓発の促進			
e-3-5	生物多様性や脱炭素社会の意識啓発		
実施主体	公園みどり課 環境総務課	実施時期	事業名
		前期・中期・後期	緑化推進費 生物多様性保全費 地球温暖化対策費
総合計画の施策	自然共生社会の形成 低炭素社会の形成	根拠法令	生物多様性基本法 旭川市環境基本条例 地球温暖化対策の推進に関する法律
施策の概要	・生物多様性の保全と脱炭素社会の実現に向けた意識啓発		
現状・課題	・外来種に関するセミナーなど多様な環境学習の機会提供 ・環境にやさしいライフスタイルや地球温暖化防止に向けた取組に係る情報発信		
期待される効果	・生物多様性の保全や脱炭素社会の実現に寄与		
計画目標（五年後の達成目標）	・環境に配慮した行動に取り組む市民の割合　86%（R9最終目標値） ・省エネに努めている市民の割合　70%（R9最終目標値）		

スケジュール（後期前半）

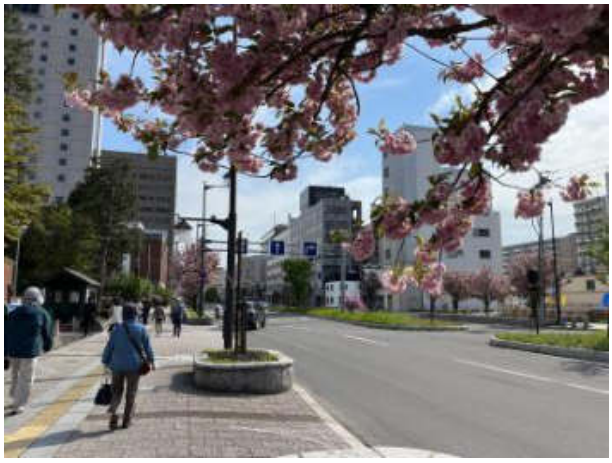
取組内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
生物多様性保全事業	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
地球温暖化対策の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備考					

資料４

旭川市道路緑化指針

地区別・路線別緑化方針について

令和８年９月策定







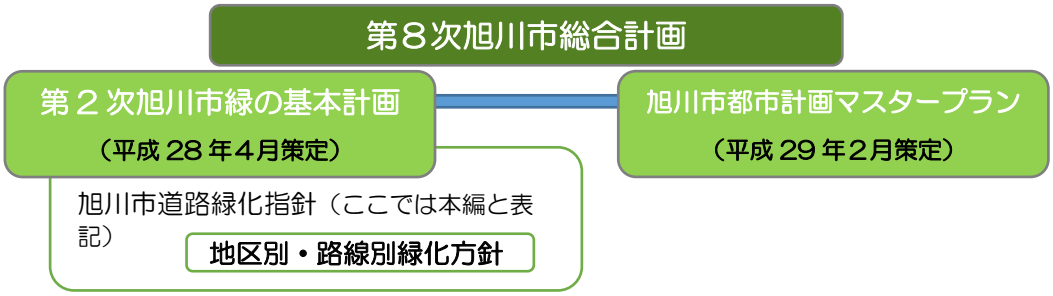
目次

1　位置づけ……1
1-1　地区別緑化方針……1
1-2　路線別緑化方針……1
2　策定の方針……2
3　地区別緑化方針……2
3-1　中央地区……2
3-2　北東地区（新旭川・永山）……3
3-3　東地区（豊岡・東光・東旭川）……4
3-4　南地区（神楽・緑が丘・西神楽）……5
3-5　西地区（神居・忠和・台場・江丹別）……6
3-6　北区（春光・北星・末広・東鷹栖）……7
4　路線別緑化方針……8
5　路線別緑化方針の記載内容について……8
5-1　植栽種の選定……9
5-2　道路構造からの街路樹植栽の適否……9
5-2-1　歩道の有効幅員の確保……10
5-2-2　植樹帯（桝）の標準幅員の確保……10
5-2-3　植樹帯等の形態による分類……11
5-2-4　中央分離帯への植栽の可否……12
5-2-5　街路樹植栽（植樹帯(桝)）の適否……12
5-3　路線種別（幹線道路／生活道路）……13
5-3-1　幹線道路の場合……13
5-3-2　生活道路の場合……13
5-4　土地利用区分と機能性のチェック……13
5-5　シンボル路線かどうかのチェックリスト……14
5-5-1　判断項目の説明……15
5-6　街路樹路線の重要度（レベル分け）……16
5-6-1　重要度のレベル区分……17
5-6-2　重要度の判断……18
5-7　路線別道路緑化の方針……18

道路緑化指針　地区別・路線別緑化方針

1　位置付け

この「旭川市道路緑化指針　地区別・路線別緑化方針」は、旭川市道路緑化指針（以下本編）に示されているみどりのネットワークを形成することや美しい道路景観を創り出すことを目的として、**「路線ごとに特徴のある緑化」、「地域に求められる機能を考慮した道路緑化」、「限られた予算の中で街路樹が持つ機能を十分に発揮させる質の高い道路緑化」**を具体化した地区別、路線別の緑化計画の方向性を定めるものです。



なお、目的、方向性、用語の意味などについては、上位計画である「第２次旭川市緑の基本計画」を「旭川市道路緑化指針（本編）」とともに参照してください。

1-1 地区別緑化方針

整備する区域は、都市計画区域内を対象とし、中央地区・東地区・南地区・西地区・北地区・北東地区の６地区に分け、それぞれの地域特性や土地利用の状況（中心市街地、商業・業務地、工業・流通地、住宅地、農山村地域など）に応じた整備を図るものとします。地区の設定は、地形的な連続性等を踏まえ、「旭川市都市計画マスタープラン」と同一とします。

また、本市の緑地保全や緑化推進を総合的に実施するための計画である「第２次旭川市緑の基本計画」に記載されているみどりの配置方針に沿った整備を進めるものとします。

1-2 路線別緑化方針

路線ごとに特徴のある道路緑化を図るため、現在植えられている樹木（植栽種）を記載すること、また、街路樹の重要度から、**「街のシンボルとなる並木通りとしてのシンボル路線（例：神楽岡のプラタナス通り、昭和通りなど）」、「機能として重要な道路緑化上の基幹路線」、「通常の路線」**などにレベル分けを行い、維持管理についてどうするかを判断する基本的な優先度を決定する基準として、現在の道路構造の基準に合った管理方針を提示します。

2　策定の方針

本編を踏まえつつ、地域特性や土地利用の状況を整理し、路線ごとに計画的に植樹していく樹木（計画植栽種）の選定、街路樹の重要度やどう管理していくのか緑化方針を提示します。

地区別緑化方針

地域特性や土地利用の整理を行い、街路樹をどう整備していくかによって目指す方針を示します。それらを踏まえ、路線ごとの植栽種の選定や街路樹の重要度、管理の方向性に反映していきます。

路線別緑化方針

路線ごとに計画植栽種を選定し、植栽が必要かどうか、植栽が望まれる路線かどうか、また、道路の構造的に植栽に適しているかどうかをチェックしたうえで、**街路樹の重要度レベルを分けることで、どのような管理を目指していくのか**を示します。

合わせて、本市の道路緑化における街路樹の課題として、①老木化・大木化による悪影響　②維持管理費用の増大　③空き桝の増加　④街路樹に対する意識の変化（本編p14）が挙げられているので、更新計画等の参考としていきます。

3　地区別緑化方針

地域の概況及び基本方針を地区別に示します。

3-1 中央地区

［地域の概況］

中央地区は、行政、商業、交通などの中枢的な都市機能が集積しているのに加え、石狩川と牛朱別川、忠別川にはさまれ、北彩都あさひかわ、平和通歩行者専用道路（平和通買物公園）、７条公園通線（７条緑道）、常磐公園など、拠点となる緑が整備されており、多くの市民や観光客が訪れる中心市街地としてふさわしい旭川の魅力を創り出す緑化を目指します。

みどりの配置の方針では、都心部の緑を増やすことがあげられるとともに、常磐公園がレクリエーション系、あさひかわ北彩都ガーデン及び宮前公園がレクリエーション系及び景観系の中核拠点とされており、緑道の強化等により地域内でのネットワーク化を図るとされています。

［街路樹の形成によって目指すこと］

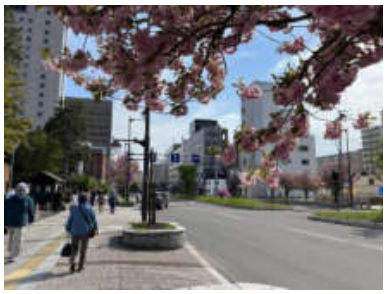
- 中心市街地の緑化により良好な景観と環境を整えます。
- 旭川の魅力となる都市とみどりが調和した景観創りを進めます。
- 都心のみどりのネットワーク形成と保全を推進します。

・美しい道路景観を保つため、連続し整った形をした樹木の街路樹になるよう整えて（整枝剪定）いきます。
・歩いて楽しい賑やかな地域づくりを進めるため、平和通歩行者専用道路（平和通買物公園）、銀座通歩行者専用道路（銀座通）などにある並木の保全育成や緑道の景観強化を図ります。また、北彩都あさひかわにおける、水とみどりが都市と調和した景観創りを進めます。中心市街地では、南北方向・東西方向に配置される路線ごとに、それぞれが異なるよう、特色のある街路樹構成を図ります。


平和通歩行者専用道路


７条公園通線


新成橋通線


緑橋通２号線


永隆橋通線


２条通線

［代表的路線］
・平和通歩行者専用道路（平和通買物公園）　8A-0-0-1
・７条公園通線（７条緑道）　8D-0-0-2
・緑橋通２号線（緑橋通）　7A-0-0-2
・銀座通歩行者専用道路（銀座通）　8A-0-0-2
・昭和通線　6A-0-0-15
・永隆橋通線　6A-0-0-16

3-2 北東地区（新旭川・永山）

［地域の概況］

北東地区は、新旭川地区、永山地区からなり、石狩川と牛朱別川にはさまれ、鉄工団地、木工団地、流通団地などの工業・流通地と、地域西部の利便性の良い住宅地、東側のせせらぎのある低層住宅地、その周辺の農地により構成されています。

新旭川地区は、市立旭川病院や夜間急病センターなど基幹となる保険医療サービス機能が集積するほか、大規模な製紙工場をはじめとした製造や運輸、機械などの工業地となっており、地域の中心にある大雪通（国道３９号）沿いには、多様な業態の民間施

設が立地し、住宅や工場が混在しています。

永山地区は、屯田兵の入植により開拓された歴史を持ち、旧市街地である JR 永山駅の周辺には地域の中心となる商店街が形成され、これらに近接して旭川市立大学や永山市民交流センター、上川総合振興局などの教育や行政機能が立地しており、また、大雪通（国道３９号）や道道旭川環状線の沿道には多様な業態のロードサイド型店舗が展開しています。

みどりの配置の方針では、工業地であるパルプ町の緩衝緑地帯の保全や、石狩川などの主要河川や永山新川の河川のみどり及び周辺農地の保全を図り、市街地を包むグリーンベルトを形成することとされています。

［街路樹の形成によって目指すこと］

- 住宅地と工業地、流通地が調和した地域づくりを進めます。
- 水やみどりを身近に感じられる快適な住環境づくりを進めます。
- 新旭川大通や永山せせらぎ通などの並木の保全・育成を進めます。



新旭川大通



１番通線（永山せせらぎ通）



永山７丁目流通団地道路通線

［代表的路線］

- 新旭川大通　8D-0-0-1
- １番通線（永山せせらぎ通）　7A-0-0-17
- １番線・パルプ町道路線（永山せせらぎ通）7B-0-0-199

3-3 東地区（豊岡・東光・東旭川）

［地域の概況］

東地区は、忠別川と牛朱別川に挟まれた地域で、東光・豊岡と東旭川で構成されています。

東光・豊岡は都心部と農村部の間に位置する良好な住宅地が形成されています。また、道道旭川環状線の沿道にはロードサイド型店舗が展開しています。

東旭川では稲作を中心とした農業地帯が広がっているほか、屯田兵の入植により開拓された歴史を伝える合併前の旧市街地を中心として豊岡地区と連続する住宅地が形成されています。日の出地区には旭川工業団地があり、食品・家具・機械金属など多様な製造業が集積しています。

みどりの配置の方針では、東光スポーツ公園や隣接する総合防災センターが防災系

の中核拠点として、市民の憩いの場であり観光地でもある旭山公園が環境保全系、レクリエーション系、景観系の中核拠点として位置付けられています。また、忠別川などの主要河川や愛宕新川の河川のみどり及び周辺農地の保全を図り、市街地を包むグリーンベルトを形成することとされています。

［街路樹の形成によって目指すこと］

・良好な住環境に寄与するため、中小河川や道路などを活かし、花やみどりによってつなぎ、みどりのネットワーク化を図ります。
・市街地の輪郭の外側に位置する住宅地や工業地帯では、背後に広がる農地や樹林地との調和に配慮します。



東光・豊岡２丁目道路線



４条通線



倉沼・豊岡７条道路線

［代表的路線］

・４条通　6A-0-0-10
・豊岡４・14 条斜線通線　6B-0-0-6
・下３号線　7A-0-0-21
・東光・豊岡２丁目道路　7B-0-0-35

3-4 南地区（神楽・緑が丘・西神楽）

［地域の概況］

南地区は、忠別川と美瑛川に挟まれた地域で、JR 富良野線と国道 237 号が並行して地域内を通過しており、神楽・緑が丘・西神楽で構成されています。地域の南側には、農地や丘陵地が広がり、北側には、神楽岡公園や外国樹種見本林、神楽岡通のプラタナス並木をはじめとする並木などがあり、みどりの多い市街地となっています。

神楽地区は、都心部と連携した中心市街地活性化の取組が進められているほか、大雪クリスタルホールや地場産業振興センターなど全市的な文化施設が立地しています。

緑が丘地区は、北方型住宅のモデル地区など良好な住宅地が形成されているほか、旭川医科大学、旭川リサーチパークなど教育・研究機関が集積しています。

西神楽地区は、平坦地では稲作、丘陵地では畑作や酪農などの多様な農業が営まれ、

美しい農村景観が広がっています。また、旭川の空の玄関口である旭川空港があります。

みどりの配置方針としては、神楽岡公園がレクリエーション系の中核拠点と位置付けられており、市街地内や近郊の緑地を保全し、ネットワーク化を図ること、忠別川などの主要河川や丘陵斜面のみどり、周辺農地の保全を図り、市街地を包むグリーンベルトを形成することとされています。

［街路樹の形成によって目指すこと］

- 周辺の緑地空間や自然環境を保全・育成し、豊かなみどりの中にある市街地をつくります。
- 神楽岡通線や緑が丘通をはじめとする並木の保全・育成を図ります。
- 神楽岡公園や外国樹種見本林などを結ぶ緑のネットワークの形成を進めます。
- 旭川空港の導入路となる道道旭川空港線やその周辺道路の沿道緑化による道路景観の向上を進めます。



見本林道路線



神楽岡通線



旭川医科大学前道路線

［代表的路線］

- 神楽岡通線（神楽岡通のプラタナス並木）　6A-0-0-40
- 見本林道路線　6B-0-0-26
- 緑が丘通１号線　6A-0-0-27

3-5 西地区（神居・忠和・台場・江丹別）

［地域の概況］

西地区は、西側一帯に神居山をはじめとする丘陵地が広がり、美瑛川、石狩川が市街地を流れ、神居地区（神居・忠和・台場）と江丹別地区で構成されています。

神居地区では主に、戸建住宅を中心とした住宅地と、道道旭川環状線や国道 12 号線の沿道には商業地が形成され、神居古潭などの観光施設が整備されています。

江丹別地区では主に、そばをはじめとした農産物の生産・加工など特色ある農業活動が営まれている農山村地域となっています。

みどりの配置の方針として、神居地区では、レクリエーション系の中核拠点として、カムイの杜公園、忠和公園が位置付けられています。また、江丹別地区では、みどりの配置の方針として、嵐山公園が環境保全系、レクリエーション系、景観系の中核拠点と

して位置付けられています。また、西側一帯の丘陵地は市街地を包むグリーンベルトを形成しています。

［街路樹の形成によって目指すこと］

- 自然環境と調和した良好な住環境の創出や保全のため、丘陵樹林地、農地の景観や斜面地などの地形を生かした緑化を図ります。
- 神居ふれあい通や神居せせらぎ小路などの並木の保全育成と並木のネットワーク化を図ります。



神居５条自転車歩行者専用道路（神居せせらぎ小路）



神居４丁目道路線（神居ふれあい通）



神居３・６条間９丁目１号（神居コミュニティ道路）

［代表的路線］

- 神居５条自転車歩行者専用道路（神居せせらぎ小路）　8C-0-0-4
- 神居ふれあい通：神居４丁目道路線　7B-0-0-135

3-6 北区（春光・北星・末広・東鷹栖）

［地域の概況］

北地区は、北星地区、春光地区、末広地区、春光台・鷹の巣地区、東鷹栖地区から構成され、地域の北側には鬼斗牛山をはじめとする山並みが広がり、南側には石狩川が流れる地域です。旭川北インターチェンジに接続する道道旭川環状線、国道 12 号旭川新道などのアクセス道路が整備されたことに加え、大型商業施設の立地により、広域からの交通量が増加しています。

北星地区は、教育、商業、工業施設などの立地が進んでいるほか、住宅地も形成され、住宅や工場が地域内に混在しています。また嵐山通線の沿道にはロードサイド型店舗が展開しています。

春光地区は、陸上自衛隊駐屯地周辺に、彫刻美術館（旧旭川偕行社）や井上靖記念館の文化施設、北鎮記念館などがあり、文化と歴史が感じられる地区となっています。

末広地区は、道道旭川環状線や国道 12 号旭川新道、国道 40 号の整備により宅地化が進み、利便性が確保された良好な住宅地が形成されています。また国道 40 号や環状線の沿道には多様な業態のロードサイド型店舗が展開しています。

春光台・鷹の巣地区は、春光台公園を含む丘陵地とその斜面が巨大な緑の空間となっており、自然とのふれあいの場となっています。また、住宅地に隣接した福祉村には福

祉施設が集積しています。

東鷹栖地区は、稲作を中心とした農業地域であり、市街地の背景に農地が広がっています。国道４０号や道道鷹栖東神楽線などの主要道路沿線には工業地や流通地が形成されています。北部には突哨山や鬼斗牛山などの自然豊かな丘陵地や森林が広がり、市民が自然とふれあえる憩いの場となっています。

みどりの配置方針としては、花咲スポーツ公園と突哨山がレクリエーション系の中核拠点として位置付けられています。河川や丘陵斜面のみどり、周辺農地の保全を図り、市街地を包むグリーンベルトを形成することとされています。

［街路樹の形成によって目指すこと］

- ６区大通や春光大通、大町通などの並木の保全・育成を進めます。
- 春光台公園やその他の施設緑地、丘陵緑地などを結ぶみどりのネットワークの形成を図ります。
- 歴史的建物や文化施設周辺と調和する街並み景観の誘導を進めます。
- 自然環境と調和する地域づくりを進めます。



大町通自転車歩行者専用道路（北の散歩道）



春光町１・２区間道路線（井上靖通）



６区大通線

［代表的路線］

- 春光町１・２区間道路線（井上靖通）　7B-0-0-67
- 大町通自転車歩行者専用道路（北の散歩道）　8C-0-0-10
- 学園通自歩専用道路　8C-0-0-8
- ６区大通線　8D-0-0-3

４　路線別緑化方針

別表

５　路線別緑化方針の記載内容について

旭川市内の市道における街路樹路線は、およそ 600 路線（令和８年３月現在）あり、道路形状や周辺環境等により、一律に判断できない場合も多く、状況も変化していく場合もあることから、基本的な考え方に基づき、総合的に状況を踏まえて判断していくものとなります。したがって、状況の変化や地域住民の意向などに応じて、変更が必要になる場合もあります。

5-1 植栽種の選定

樹種選定については、本編に基づき決定することを基本とします。また、害虫や樹木の病気のまん延を抑制するという観点から、市域として同一樹種にあまりにも偏らないように設定します。

既存路線では、連続性を保つ(※)という観点から、基本的に現況樹種を計画樹種として引き続き選定します。ただし、本編で「原則新植しない樹種」と設定されているニセアカシア（ハリエンジュ）、ネグンドカエデ（トネリコバノカエデ）、パラソルアカシア、ポプラ（セイヨウハコヤナギ、イタリアポプラ）については、別の樹種を計画樹種として選定するものとします。なお、樹種の変更が必要な場合は、周囲の環境への影響や、適性、市民要望や景観への配慮など、総合的に状況を踏まえて、選定できるものとします。

※：連続性が保たれることは美しいとされ、管理費の抑制にも役に立ちます。概ね 1 住区（およそ 1km）が連続性の基準とされています。（本編 23p）

5-2 道路構造からの街路樹植栽の適否

本編では、「歩道幅員 3.5m 以上または自転車歩行者道幅員 4.5m 以上の道路には植樹帯または植樹桝を設置し街路樹の植栽につとめ、その幅員 1.5m を標準とする」とありますが、これは道路構造令、旭川市道路の構造の技術的基準に関する条例等を踏まえて設定したものです。

道路構造令等は、交通や社会情勢などから、何度か改正されており、過去の考え方に基づく構造の路線も数多く残されているため、既存路線については、必ずしも現在の基準に合わせられるわけではありません。

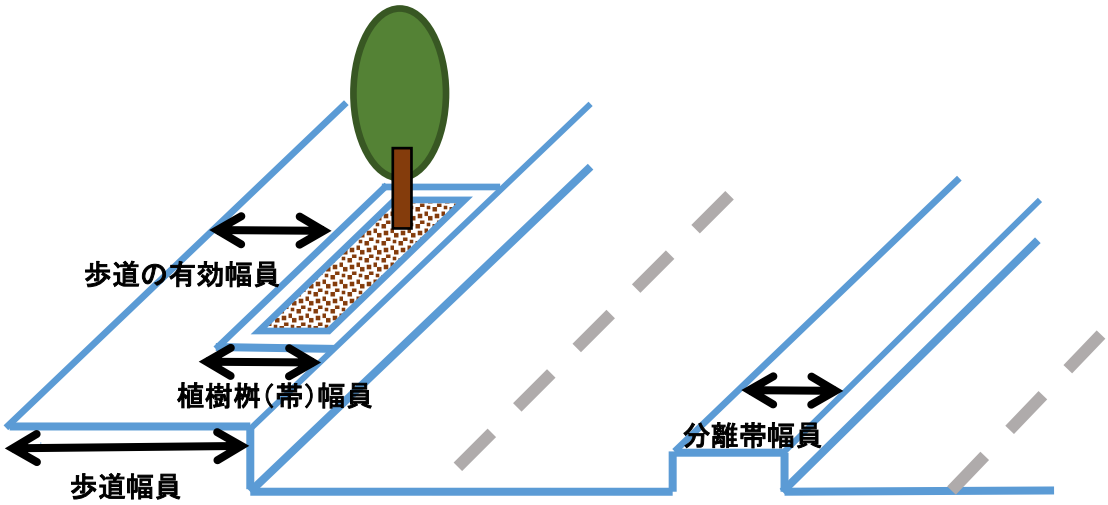
まず、現在の基準に基づく街路樹植栽の適否を示し、管理方針につなげるものとします。

用語説明

道路付属物：樹木、照明、標識、ガードレールやカーブミラーなど円滑な道路交通の確保や管理上必用な施設で、道路法で規定されているもの。街路樹や植樹帯、植樹桝は、道路付属物となります。（道路法第二条第 2 項）

植樹帯・植樹桝：縁石等により区画して設けられる帯状あるいは桝状の形状の、樹木を植えるための道路の部分

※歩道幅員、歩道の有効幅員、植樹帯（桝）幅員、分離帯幅員は図参照



5-2-1 歩道の有効幅員の確保

道路構造令では、歩道の有効幅員について、「歩行者の交通の状況を考慮して、車いす２台がすれ違いできる 2.0m 以上を確保すること」とあります。

植樹帯（桝）を設置しても、歩道の有効幅員が 2.0m 以上確保されているかを示します。

歩道幅員による植樹帯（桝）設置可否の分類

	歩道幅員(m)	区分	内容	幅員選定根拠
1	4.5m 以上	帯・可	帯状にして設置可能	旭川市道路管理基準
2	3.5m 以上 4.5m 未満	桝・可	桝状にして設置可能	旭川市道路管理基準
3	3.0m 以上	狭		
4	3.0m 未満	否	植樹桝を設けない	

5-2-2 植樹帯（桝）の標準幅員の確保

植樹帯（桝）の幅員は 1.5m を標準とします。道路構造令では、この規定はおおむね 1m 以上 2m 以下を意味していますが、沿道環境の保全、堆雪幅の確保、樹木の生育条件の考慮などから、広い方が好ましいとされます。なお、旭川市道路管理基準では、歩道幅員等やむを得ない場合は 75cm 以上とすることができるという記載があり、次のとおり区分します。

植樹帯（桝）の幅員による分類

	植樹帯／桝幅員(m)	区分	内容	幅員選定根拠
1	1.5m 以上	大・可	標準	道路構造令、旭川市道路管理基準
2	1.0m 以上 1.5m 未満	可		道路構造令・都市整備事業実務要領
3	0.75m 以上 1.0m未満	狭		旭川市道路管理基準
4	0.75m 未満	否		旭川市道路管理基準

5-2-3 植樹帯等の形態による分類

植樹帯、植樹桝、緑道など、木が植えられる場所である植栽施設の形態を次のとおり分類します。なお、同一路線に植樹隊及び植樹桝の両方がある場合などもあります。

デザインされた植樹桝や緑道であることは、街路樹の重要度のチェックリストに入っています。また、踏圧防止板があれば、歩道幅員が狭い場合でも、歩道の有効幅員を確保することが可能になります。

特殊な状況になりますが、道路敷地ではありますが道路外に植栽され、道路の付帯施設として管理されている街路樹がある場合もあり、歩道や植樹桝がなくとも植栽が可能な路線もあります。

植樹帯等の形態による分類

	形態	表記	説明	備考
1	植樹桝	M		桝のＭ
2	植樹帯	T	原則として長さ 10m 以上	帯のＴ
3	踏圧防止板あり	B	ツリーサークル、グレーチング等の踏みつけから植栽を守る構造（踏圧防止板）がある。	防止板のＢ
4	デザイン	D	植樹帯（桝）が石やレンガなどにより、デザインされている。植樹帯（桝）の配置などがデザインされたり、一部が公園的に整備された多目的空間となっているもの。	デザインのＤ
5	緑道	R	緑道である。（自動車交通と分離させた歩行者のための道で、公園的に整備され、多目的空間として機能するもの）	緑道のＲ

6	道路敷地内で道路外　※	O	道路敷地であるが、道路外に植栽され、街路樹として管理している場合	外のO
	その他	単語入力	植樹桝等の施設がなく、直接車道に植えられている場合などがあります。文言で示します。	



D：植樹帯（桝）が石やレンガなどにより、デザインされている例
緑橋通２号線 7A-0-0-2



D：一部が公園的に整備された多目的空間となっている例
大正橋斜線通線
6A-0-0-24



O：道路敷地であるが、道路外に植栽され、街路樹として管理している例
上６号・南６丁目道路線
6B-0-0-58

5-2-4 中央分離帯への植栽の可否

次の条件に該当する場合は分離帯に植樹が可能です。

中央分離帯の幅員による分類

	中央分離帯幅員(m)	区分	内容	幅員選定根拠
1	4.5m 以上	高木・可	高木植栽可	本編
2	3.0m 以上 4.5m 未満	可	高木不可	本編
3	3.0m 未満	否		本編

5-2-5 街路樹植栽（植樹帯(桝)）の適否

以上を総合して、道路構造から、街路樹植栽の適否を判断し、次のとおり示します。

道路構造（幅員構成）による街路樹植栽の適否（中央分離帯除く）

	歩道の有効幅員	植樹帯（桝）幅員	植栽適否	内容
1	2.0m 以上確保	1.5m 以上	適	高木植栽　問題ない
2	2.0m 以上確保	1.0m 以上 1.5m 未満	可	高木植栽　可能
3	2.0m 以上確保	1.0m 未満	狭	高木植栽には狭すぎる
4	2.0m 未満	ー	否	歩道有効幅員確保必要

5-3 路線種別（幹線道路／生活道路）

本編（p16）では、幹線道路の緑化を図ることが方針としてあげられています。

この「地区別・路線別緑化方針」では、既存路線について次のとおり幹線道路と生活道路を区分することとします。

「国土交通省 1、2 級市町村道路認定基準」及び「旭川市道路台帳」区分に沿い、道路整理番号に示される種別番号の 6A、6B、7A、7B を幹線とし、それ以外の道路を生活道路として記載します。（参考：旭川市道路管理基準　第 1 章）

道路区分	性格	種別番号	説明
交通幹線道路	幹線道路	6A、6B	都市の骨格となり、国道及び道道を補完するレベルでネットワークの一環をなす形態の道路
	補助幹線道路	7A、7B	地域の骨格となり、幹線（国道及び道道も含めた）を連絡する形態の道路
生活道路	特殊道路	8A、8B、8C、8D	歩行者専用道路、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路、シンボル道路
	区画道路	8E	街区を形成する道路であり、補助幹線道路に接続する道路形態

5-3-1 幹線道路の場合

幹線道路はネットワークの骨格となる道路であり、基本的に街路樹を植栽すべき路線として設定します。

ただし、状況の変化などにより機能的に街路樹が必要とされなくなった場合などもあることから、総合的に状況を踏まえて判断します。

5-3-2 生活道路の場合

生活道路は、歩道幅員 3.5m 以上の場合、街路樹の植栽に努めるとされています。

したがって、道路構造上、現在の基準に合わない場合（例えば歩道の有効幅員が確保されないなど）は、道路改良工事などに合わせ、撤去できることとします。ただし、機能的に街路樹の植栽が必要とされる場合もあることから、総合的に状況を踏まえて判断します。

5-4 土地利用区分と機能性のチェック

街路樹とは、道路用地の中に列状に植栽される高木のことをいい、その中には植樹帯等の中に中低木と併用して植栽されているものも含みます。道路緑化の機能には、景観向上、環境保全、緑陰形成、交通安全、防災などがあり、土地利用の状況に合わせて、発揮される機能を次のとおり分類しています。

土地利用の区分は、旭川市都市計画マスタープランに合わせています。

土地利用区分に応じた街路樹の機能性

土地利用区分	想定される街路樹の機能性
a.中心市街地／地域商業地	景観形成、緑陰形成
b.生活利便拠点／地域各拠点	緑陰形成
c.工業・流通地	交通安全、景観調和
d.住宅地	生活環境の保全、交通安全の確保
e.農山村地域	市街地の輪郭、交通安全、防災機能
Z その他	

街路樹の機能の分類

機能	説明
景観形成	景観向上、修景機能
緑陰形成	木陰、歩く人のため、ヒートアイランド抑止
生活環境保全	騒音、大気汚染の緩衝帯
交通安全	視線誘導（地形の把握）、歩車分離、遮光など
自然環境保全	生物多様性の保全
景観調和・統合機能	工業・流通地等の遮蔽、周りの景観になじませる
防災機能	防風、防火
市街地の輪郭	市街地を取り囲む自然環境との調和
その他	

5-5 シンボル路線かどうかのチェックリスト

街のシンボルとなる並木のある路線（以下シンボル路線）、機能として植栽が重要な路線を設定するための判断項目を示します。

道路にとって街路樹の存在が重要な路線かどうかを判断する項目となっています。

シンボル路線、機能として重要な路線の設定のためのチェックリスト

	判断項目	
a	植樹帯（桝）の幅が大きい　1.5m 以上	道路構造
b	植樹帯（桝）がデザインされている	道路構造
c	緑道である（それに相当するものも含む）	道路構造
d	防災や環境対策上植栽が必要とされる	配置、地域特性
e	由来がある。特色のある路線として一般的に認知されている	
f	地域要望が高い	

g	緑のネットワーク上重要	配置、計画
h	景観性として重要、観光施設・集客施設等に連続する	配置、地域機能
i	関連計画（都マス、緑の基本計画、景観計画、郷土景観、重要景観木）等で定める	計画
j	特色のある路線として設定する	

5-5-1 判断項目の説明

a 植樹帯（桝）が大きい　1.5m 以上

植樹帯または植樹桝の幅員が 1.5m 以上ある場合は、高木を植栽すべき道路として、道路構造が設定され、敷設されているものと考えます。

※調査票：植樹帯（桝）幅員の標準幅員

b 植樹帯（桝）がデザインされている

植樹帯または植樹桝が特にデザインされている場合は、街路樹を植栽すべき道路として、市民に親しまれるように敷設されているものと考えます。

具体的には、石材やレンガ等でライズアップされた植樹桝などです。

例：宮下通２号線（7B-0-0-11）、豊岡４・１４条斜線通線（6B-0-0-6）、緑橋通２号線（7A-0-0-2）など

※調査票：植樹帯等の状況　D

c 緑道である

緑道とは、自動車交通と分離させて系統的に設けられた歩行者のための道で、公園的に整備され、多目的空間としても機能する道路。ここでは、路線全体でなくとも、緑道的に整備されている路線も含めます。

道路の構造物として、植栽が主要な部分を占め、歩行者等の憩いの空間となるように設計されているものと考えます。

※調査票：植樹帯等の状況　R

d 防災や環境対策上植栽が必要とされる

防風や防火など防災のため、生活環境保全や自然環境保全、交通安全上、街路樹の植栽が特段に必要な路線。

※調査票：備考　個別判断となります。

e 由来・特色のある路線として一般的に認知されている

由来や特色のある路線として一般的に認知されている路線。

市民の憩いの緑がある空間として、その路線が認知されているということを想定しています。※調査票：備考　個別判断となります。

ｆ 地域要望が高い

市民や地域などから、街路樹植栽の必要性に関する要望が高い路線。

※調査票：備考　個別判断となります。

ｇ 緑のネットワーク上重要

緑のネットワーク上、重要な路線。緑のネットワークの形成は、道路緑化上、重要な目的のひとつです。

ここでは、第 2 次旭川市緑の基本計画又は旭川市都市計画マスタープランの中で、緑のネットワークとして計画されている路線が該当します。

※調査票：第 2 次旭川市緑の基本計画、旭川市都市計画マスタープラン

ｈ 景観として重要、観光施設・集客施設等に連続する

景観として街路樹が重要な路線。良好な道路景観の創出は、道路緑化上、重要な目的のひとつです。

ここでは、景観として街路樹が重要な観光施設や集客施設に連続する路線を想定しています。

※調査票：備考　個別判断となります。

ｉ 関連計画で街路樹が重要な路線と定める

第 2 次旭川市緑の基本計画、旭川市都市計画マスタープランのほか、景観計画、郷土景観、重要景観木などで街路樹が重要な路線と定めている路線。

なお、第 2 次旭川市緑の基本計画、旭川市都市計画マスタープランの中で、緑のネットワークとして計画されている路線は、ｇとｉの両方の判断項目が該当することになります。

※調査票：第 2 次旭川市緑の基本計画、旭川市都市計画マスタープラン
そのほか、個別判断となります。

ｊ 特色のある路線として設定する

街路樹が重要な路線として新たに設定することを想定しています。

※調査票：備考　個別判断となります。

5-6 街路樹路線の重要度（レベル分け）

街路樹植栽の重要度という視点から路線を区分し、既存樹木の再生保全や維持管理における優先度の参考とすることで、維持管理費用の抑制を図りながら、質の高い道路緑化を進めようとしています。

5-6-1 重要度のレベル区分

街路樹の重要度による路線のレベル区分

レベル	内容	説明		
A	積極的に守って整えていくべき旭川を代表するシンボル路線	旭川市民全体の財産として認識され、観光や余暇等に利用している路線	シンボル路線（景観重要）	街路樹が特に重要な路線
B	地区を代表するシンボル路線	地区（中央地区等の範囲を想定）、地域（観光地・商業地等の範囲を想定）として、住民の憩いのみどり等と認識され、利用している路線。		
C	機能として重要な道路緑化上の基幹路線	A、B に含まれないが、緑のネットワーク及び緑の回廊などの緑の連続性に重要な路線や、生活環境の保全、景観形成、交通安全の確保など機能上、重要な路線	道路緑化上の基幹路線	
D	通常の路線	道路緑化指針により、街路樹の植栽に問題がなく、街路樹を維持していく路線	通常の路線	
E	将来的に街路樹をなくしていくべき路線	歩道幅員が狭いなど、道路緑化指針により街路樹の植栽に適さないため、将来的に街路樹をなくしていくべき路線	将来的になくす路線	
F	将来的に街路樹を植栽すべき路線	現状は街路樹が植栽されていないが、機能として重要であると考えられるため、将来的に街路樹を植栽していくべき路線	将来的に植える路線	
Z	要検討路線	機能として重要だが、街路樹の植栽に適さない道路形状の路線など、何かしらの問題があり、重要度のランクを評価できない路線	要検討路線	

A、B をシンボル路線と設定し、特に景観に配慮し、連続し整った樹形の街路樹になるよう、枯損木の補植や整枝剪定、緑量の確保などに努めるものとします。

Z の要検討路線は、機能面からは植栽するべきであるが、現状の道路形状では問題がある路線など、一律では評価できないものを上げていますが、状況の精査等に伴い、いずれは A～F のランクに組み入れていくべきものとなります。

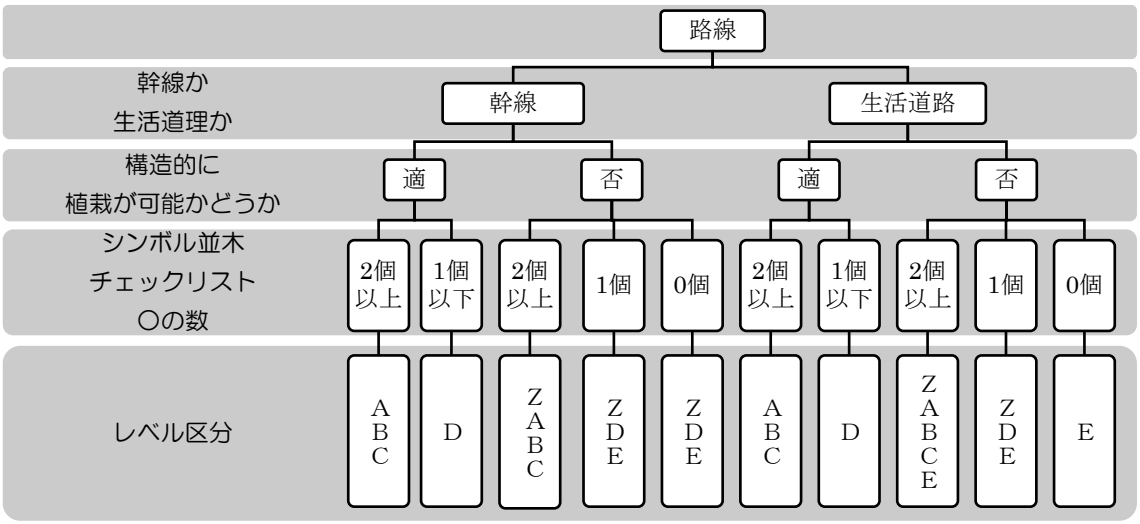
5-6-2 重要度の判断

シンボル並木のチェックリストでは、その路線において街路樹の存在が重要な路線かどうかを判断するものとなっています。基本的に、そのチェックリストに、〇が２つ以上つくと、A、B、Cのいずれかに相当します。その中で、旭川市を代表する並木（A）か、地域を代表する並木（B）か、それ以外か（C）を判断します。

また、生活道路の場合、シンボル並木のチェックリストに〇がなく、街路樹植栽の適否が否であれば、将来的に街路樹をなくしていくべき路線（E）とします。

ただし、本編で設定されている基準や、道路の形状や状況、周囲の環境、地域住民の意向など、総合的に状況を踏まえてレベルを判断します。

路線ごとのレベルの判断　ツリー構造



基本的に、シンボル並木チェックリスト〇の数　４個以上：A 又は B、２～３個：C となります。ただし、道路形状や周辺環境等により、一律に判断できない場合も多く、状況も変化していく場合もあることから、基本的な考え方に基づき、総合的に状況を踏まえてレベルを判断します。

5-7 路線別道路緑化の方針

街路樹植栽の適否、街路樹重要度のレベル区分、現況調査を踏まえ、路線ごとの道路緑化の方針を提示します。

例えば、歩道の有効幅員が確保されていないが、街路樹の重要度が高い路線の場合、「改善・歩道の有効幅員の確保要」という方針を提示し、道路改良等に伴い幅員を広げることや、踏圧防止板（グレーチング、ツリーサークル）等の構造を設け、歩道の有効幅員を確保することなどの対応を求めます。

なお、これは路線ごとの方針であり、安全な道路通行の妨げとなる危険木や支障木などの撤去など、樹木単体への対応を示しているものではありません。

本編で示されている基本的考え方に基づき、設定しています。

路線別道路緑化の方針の例

区分	路線別緑化の方針	説明
保護	街路樹の維持・保護育成	このまま維持・保護育成する
改善	植樹桝の改善が望まれる	植樹桝等の幅員が狭く、植栽に適さないなど、道路改良等に伴い改善が望まれる。
改善	歩道の有効幅員の確保要	歩道の有効幅員が確保されておらず、道路改良等に伴い改善が必要である。
改善	植栽間隔狭く対応を要する	植栽間隔が密になりすぎており、間引くなどの対応が必要である。
改善	空き桝多く対応が望まれる	空き桝が多い（※1）ため、補植が望まれる。 又は、樹種変更（※2）して更新（※3）が望まれる。
改善	毎年、強せん定のため対応が望まれる	道路状況より大木化していたり、落葉への苦情が多かったりして、毎年、強せん定（※4）する状況にあり、更新（※3）等の対応が望まれる。
改善	根上ひどく対応が望まれる	著しい根上がり（※5）が発生し、安全な通行が確保できないなどの障害があり、更新（※3）等の対応が望まれる。
改善	老木、危険木多く要対応	危険木調査により危険と判断された樹木や老木化が著しい樹木が多くあり、更新（※3）等の対応が必要である。
撤去	有効幅員確保できない生活道路のため	街路樹の重要度が低く、道路構造として所定の有効幅員が確保できないため、街路樹の撤去を図っていく。
撤去	民地等への影響が多大な生活道路のため	街路樹の重要度が低く、民地等への影響が多大なため、街路樹の撤去を図っていく。
	その他	その他

※1：空き桝とは、ここでは通常の植栽間隔で植樹可能な部分に対し、植栽されていない部分のことを指しています。植樹桝であれば、植栽されていない桝のことになりますが、植樹帯であれば、通常の植栽間隔で植栽されていない部分のことをいいます。
概ね、空き桝が 40%以上ある路線を「空き桝が多い」とし、20%未満の場合は「空き桝が少ない」と判断することとします。

※2：樹種変更とは、現況で植栽されている樹種を変更することをいいます。

※3：更新とは、街路樹の世代交代を図り、現況で植栽されている樹木を新たな苗木で植え替えることを言い、次のような場合があります。現況で植栽されている樹種が環境に適してなく枯損してしまう場合など、樹種を変更して植え替える樹種更新。老木化により、危険木の多発が見込まれる場合など、若木によって世代交代を図る若木更新。

※4：強せん定とは、樹木の太枝を深く間引く作業です。

※5：根上がりとは、街路樹の成長に伴って肥大化した根が、歩道や縁石等も持ち上げ、でこぼこな状態を生じさせることをいいます。

「**留意すべき樹種**」、「**原則新植しない樹種**」に区分したので、これらをもとに植栽する樹種を選定する。

- **留意すべき樹種**：マツ類、イヌエンジュ、エゾヤマザクラ、シラカンバ、ナナカマド、ハルニレ、プラタナス等
- **原則新植しない樹種**：ニセアカシア、パラソルアカシア、ネグンドカエデ、ポプラ

留意すべき樹種の種類		樹　種
枝の伸びが速い樹種		・ニセアカシア、プラタナス、ポプラ類、ネグンドカエデ、パラソルアカシア、シダレヤナギ、シンジュ等
倒木や落枝が危惧される樹種		・落雪の恐れのあるマツ類 ・ナナカマド、エゾヤマザクラ、サトザクラ、ヒメリンゴなどのバラ科の樹種 ・ニセアカシア、ポプラ類、ネグンドカエデ、パラソルアカシア、シダレヤナギ、シンジュなど
虫害が発生しやすい樹種		・マツ類（アカマツ、クロマツ、キタゴヨウマツ、バンクスマツ、ヨーロッパアカマツ、ヨーロッパクロマツ） ・プンゲンストウヒ（マツケムシの発生が多い） ・エゾマツ（エゾマツカサアブラの虫こぶが多発 ・カラマツ ・アズキナシ、イヌエンジュ、シナノキ、ニセアカシア ・ネグンドカエデ（アブラムシ、キジラミ、カイガラムシなどの発生→スス病を併発→樹肌が汚れ排泄物の飛散による被害が発生） ・エゾヤマザクラ、シラカンバ、ハルニレ、ヤマモミジ シンジュ、ヒメリンゴ、ポプラ類（ケムシやイモムシなどの発生）
その他の迷惑要因	トゲのある樹種	・ニセアカシア、パラソルアカシア
	花粉症を引き起こす樹種	・シラカンバ
	種子の綿毛が飛散する樹種	・ポプラ類、ドロノキ（市街地での植栽は避ける）
	秋の落葉に時間がかかる樹種	・ニセアカシア、プラタナス、ネグンドカエデ、シダレヤナギ、アカナラ、シンジュなど（一気に落葉せず清掃による地域住民への負担となる）

出典：寒地土木研究所「北海道の道路緑化に関する技術資料（案）」，2011をもとに作成。

以上のような事項を考慮しながら、地区別・路線別緑化方針を決定していくこととします。